

総務文教委員会記録

○開催日時

令和4年12月15日 午前9時57分～午後4時18分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（9人）

委員長	坂口健太	委員	徳永武次
副委員長	山中真由美	委員	森満晃
委員	大田黒博	委員	屋久弘文
委員	福田俊一郎	委員	溝上一樹
委員	新原春二		

○その他の議員

議員	瀬尾和敬	議員	帯田裕達
議員	井上勝博	議員	犬井美香
議員	成川幸太郎	議員	坂口正幸

○説明のための出席者

未来政策部長	古川英利	教育部長	上大迫修
未来政策部次長	鬼塚雅之	教育総務課長	大濱浩一
未来政策部次長	古川誠	学校教育課長	玉利勝美
秘書広報課長	川床和代	主幹兼学事グループ長	菊池克彦
企画政策課長	下門隆嗣	社会教育課長	堀切良一
コミュニティ課長	田中英人	少年自然の家所長	児玉学
ひとみらい政策担当課長	松田明美	中央図書館長	尾寄菊一
行政管理部長	田代健一	選挙管理委員会事務局長	坂元久徳
総務課長	橋口堅	監査事務局長	茶圓勝久
財政課長	祁答院欣尚	公平委員会事務局長	
契約検査室長	園田克朗	議会事務局長	道場益男
財産マネジメント課長	下蘭伸一	議事調査課長	川畑央
行政経営課長	福元昭宏		
スマートデジタル戦略室長	福山勝広		
会計課長	西元哲郎		

○事務局職員

事務局長	道場益男	課長代理	前門宏之
議事調査課長	川畑央	主幹兼議事グループ長	上川雄之

○審査事件等

付 託 事 件 名	所 管 課
議案第114号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	総 務 課
議案第115号 薩摩川内市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	
議案第128号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算	
議案第139号 薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	
議案第140号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	
議案第128号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	財 政 課
(所管事務調査)	契 約 検 査 室
議案第116号 旧国民宿舎こしきしま荘解体工事請負契約の締結について	財 産 マ ネ ジ ム ン ト 課
議案第128号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	
議案第117号 薩摩川内市個人情報保護法施行条例の制定について	行 政 経 営 課
議案第128号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算	
議案第140号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	
(所管事務調査)	ス マ ー ト デ ジ タ ル 戦 略 室
議案第128号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局
議案第140号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	
(所管事務調査)	会 計 課
議案第128号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算	公 平 委 員 会 事 務 局 監 査 事 務 局
議案第140号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	
(所管事務調査)	秘 書 広 報 課
議案第112号 薩摩川内市甌ミュージアム条例の制定について	企 画 政 策 課
議案第128号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	
議案第113号 薩摩川内市ゴールド集落活性化条例の一部を改正する条例の制定について	コ ミ ュ ニ テ ィ 課
議案第128号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	
議案第118号 薩摩川内市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について	教 育 総 務 課 学 校 教 育 課
議案第128号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算	
議案第140号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	
議案第119号 薩摩川内市入来麓交流館条例の制定について	社 会 教 育 課 (中 央 公 民 館)
議案第120号 薩摩川内市下甌郷土館の指定管理者の指定について	
議案第128号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算	
議案第140号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	
議案第128号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算	中 央 図 書 館
議案第140号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	
	少 年 自 然 の 家
	議 事 調 査 課

△開 会

○委員長（坂口健太）ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口健太）御異議なしと認めます。よって、お手元の審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取扱いについて申し上げます。

現在のところ、傍聴の申出はありませんが、会議の途中で傍聴の申出がある場合は、委員長において随時許可いたします。

△総務課の審査

○委員長（坂口健太）それでは、総務課の審査に入ります。

△議案第114号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○委員長（坂口健太）まず、議案第114号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（橋口 堅）それでは、11月30日付で提出をいたしました行政管理部関係の議会資料の2ページをお開きください。

1、概要ですが、地方公務員法の一部を改正する法律の交付に伴い、本市職員の定年引上げ等に関し、関係条例の整備を図ろうとするものです。

2、主な改正内容ですが、（1）定年延長に関わる措置として、職員の定年年齢、現行60歳を段階的に65歳に、医師及び歯科医師につきましては、現行の65歳を70歳に段階的に延長するものです。

（2）役職定年の導入ですが、①60歳到達後最初の4月1日に、管理職手当支給職員は役職定年とし、管理職手当を支給する職員以外に降任いたします。②医師及び歯科医師につきましては、役職定年の対象から除外をいたします。

（3）定年前再任用短時間勤務制度、それから暫定再任用制度に関する規定の整備として、①60歳に達した職員で、定年前に退職する職員の

うち、希望する職員に対しては、定年までの期間、定年前再任用短時間勤務制を導入いたします。②定年年齢の引上げに伴い、現行の再任用制度を廃止、定年後65歳までは、暫定再任用として現行と同様の制度を暫定的に継続をいたします。

（4）給与の取扱いですが、①60歳到達後の最初の4月1日以降の給与水準は、60歳時点の7割の水準といたします。②役職定年から除外する医師及び歯科医師につきましては、7割措置の適用除外となります。

（5）情報提供・意思確認ですが、60歳が到達する前年度に、条例に基づき60歳以後の任用・給与・退職手当に関する情報を提出するとともに、60歳以後の勤務の意思を確認いたします。

3ページとなります。

3、施行期日は、令和5年4月1日から、なお、2（5）の情報提供・意思確認につきましては交付の日からということで、議決後、速やかに対応したいと考えています。

4、改正条例につきましては、記載のとおりでございます。

○委員長（坂口健太）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎）定年を迎えて、いわゆる70%の給与になるというような説明をいただいたところでしたけれども、そうした場合、俸給表の中で、給与表の中で、級、号給がありますけれども、これについては変更はないというふうに理解してよろしいですか。

○総務課長（橋口 堅）今、課長が6級格付、部長が7級格付になりますけど、この方々は役職定年で課長代理級の5級に格付をされます。恐らく最高5級で止まります。

ただ、一応7割の給与は保証しますので、格付は下がりますけれども、調整給というのを加算して、60歳時点の7割は保証されます。それ以外の方は、現行の給与格付のままということになります。

○委員（福田俊一郎）あと、その手当については、どのように取り扱われるのでしょうか。

○総務課長（橋口 堅）扶養手当とか住居手当とか、その他の手当につきましては、現行の職員と全く同じ取扱いになります。

○委員（森満 晃）この（３）に、定年前の再任用短時間勤務制度がありますけれども、これは定年後の再任用と、中身というか、そういった部分は変わらないのでしょうか。

○総務課長（橋口 堅）全く一緒なんですけれども、今回、暫定再任用制度のほうが、職員労働組合との協議によりまして、これまでは短時間勤務が主だったんですけれども、１週間の５日のうち４日間の勤務という短時間勤務だったんですが、希望によりフルタイム制度を導入することができるようになりました。そこが、若干、ちょっと違う変更点でございます。

○委員長（坂口健太）その他、御質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）質疑は尽きたと認めます。

これより討論・採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第１１５号 薩摩川内市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

○委員長（坂口健太）次に、議案第１１５号 薩摩川内市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（橋口 堅）同じ資料の４ページをお願いいたします。

１、趣旨ですが、職員の定年引上げに伴い、法律の規定に基づき、加齢による諸事情や退職後を見据えた地域貢献活動への従事等と、仕事との両立を支援する環境の整備を行うものです。

この制度は、今回、公務員の定年延長に伴いまして、国がこの制度の活用を推進していることと、職員労働組合からも要望がありましたので、今回、

この制度を導入しようとするものです。

２番、概要としましては、（１）１週間当たりの通常の勤務時間の２分の１を超えない範囲内での取得で、５分を単位として承認する。（２）高齢者部分休業を取得している期間の給与及び退職手当の取扱いは、条例に基づき減額する。（３）対象となる職員は６０歳に対する職員で、医師・歯科医師につきましては６５歳となります。

３、その他の条例の改正としては記載のとおりです。

４、施行期日等は令和５年４月１日となります。

○委員長（坂口健太）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二）非常にいい制度だとは思いますが、具体的に、なかなかまだピンと来ないということがありますので、より具体的にしてほしいのですが、例えば、コミ協の役員を引き受けたということ、会長なら会長でもいいですよね。その仕事の内容で、この条文によりまして、１週間で通常勤務時間の２分の１を超えない範囲内ということがありますけれども、もう２分の１というのは、結構、大部分、時間的には割きますよね。ここら辺の取扱いについて、具体的な運用について、ちょっとお示してください。

○総務課長（橋口 堅）今、おっしゃるとおり、具体的には、例えば６０歳を超えて、体調が悪くなった、あるいは地域から役を頼まれたとかということで、地域活動に専念したいということで、この制度を利用される場合があると思います。

もう一つ、似たような制度として、先ほど言いました定年前短時間勤務制度という選択肢もあります。違う点は、例えば体調がよくなった、役が終わった、その後、フルタイムにこの制度は戻ることができます。

ただ、先ほどの定年前短時間勤務の場合は、一旦退職をすることになりますので、フルタイムには、ちょっと戻れないという違いがあります。

それから、その勤務の状況ですけれども、労働基準法で週の労働時間４０時間と決められていますので、１週間単位は２０時間以内ということになります。月の２分の１であったり、週の２分の１であったり、その日のうちの午前中だけ、２分の１を勤務する場合であったり、いろんなパターン

ンが考えられます。その方の働き方に応じて承認するということになると思います。

○委員（新原春二）非常にいい制度で、地域によっては、ありがたいことでもあります。それぞれ退職される方は、非常に識見、経験を持っていらっしゃると思いますので、そういう意味では、病気以外は各地域に入って、自治会の会長だとかされると思うんですけども、この仕事に就く部分、どんな部分なのか、今は、コミュ協とか自治会がありますけれども、これは仕事としてはどんな範囲があるんですか、想定をされるものとしては。

○総務課長（橋口 堅）今、部分休業を取られて、地域活動ということであれば、今、おっしゃられるとおり、地区コミの役員の方とか、自治会の役をされるとか、それに専念したいので、ちょっと休業を取りたいという場合が想定されると思います。

○委員（新原春二）その場合に、その勤務の承認をされる方は総務課なのか、それとも担当課に勤務されているか、その担当課のほうで承認をされるのか、そこら辺の承認の在り方はどうされますか。

○総務課長（橋口 堅）所属課の決裁を得て、総務課まで合議をさせていただくということになると思います。

○委員（新原春二）大変地域にとっては、非常にありがたい話でありますし、また本人にとっても、やりたい仕事をやるということでもありますので、ぜひ、これについては推進をさせていただいて、頑張ってくださいということ期待をしております。

○委員（屋久弘文）ちょっとすみません。関連してですけど、営利企業等の従事許可制限、いわゆる兼業禁止とか、そこら辺りの取扱いはどうなりますか。

○総務課長（橋口 堅）全く定数職員と同じでございますので、同様に営利企業に就く場合には、その許可が必要になってまいります。

○委員（屋久弘文）じゃあ、許可制をして、受けた後に従事していただくということですね。分かりました。いいです。

○委員長（坂口健太）その他、御質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）質疑は尽きたと認めます。

これより討論・採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第128号 令和4年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（坂口健太）次に、議案第128号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（橋口 堅）それでは、予算に関する説明書の36ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費のうち総務課分は、事項総務一般管理費で1,015万9,000円の増額です。これは、人事異動等に伴う増減分を補正するものでございます。

次に、一つ飛びまして、事項職員厚生事業費につきましては、199万3,000円の増額で、これは、近年感染症の世界的拡大が懸念される中、消防局救急隊の感染防止対策のため、B型肝炎に加え、麻疹・風疹、破症風等のワクチン接種に要する経費について、地方交付税措置を講ずることとされたために対応するもので、本年度の当初予算におきまして、全消防局職員の抗体検査を措置し、本年7月の健康診断時に抗体検査を行い、抗体がなかった職員に対する予防接種の経費につきまして、今回補正をお願いするものでございます。

○委員長（坂口健太）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止いたします。

△議案第139号 薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長（坂口健太）次に、議案第139号 薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（橋口 堅）それでは、12月14日付で提出をいたしました行政管理部関係の議会資料の2ページをお願いいたします。

1、改正の経緯・理由等につきましては、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の交付に伴い、本市におきましても、これに準じて職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合、並びに特別職の職員及び議会議員の期末手当の支給割合を改定するほか、所要の規定の整備を図ろうとするものでございます。

2、一部改正条例としましては、（1）から（4）に記載の4条例でございます。

3、主な改正内容につきましては、（1）一般職員につきましては、ア、勤勉手当を年間0.1月引き上げ、イ、給料表の改定につきましては、平均0.3%のプラス改定で、職員採用大卒程度の初任給は3,000円、高卒程度の初任給は4,000円を引き上げ、若年層についても所要のプラス改定とするもので、全職員のうち30歳代までの29%の職員が増額支給対象となります。

ちなみに、大卒の初任給は3,000円アップで18万5,200円、高卒の場合は4,000円アップで15万4,600円となります。

2ページをお願いいたします。

（2）特別職につきましては、期末手当を年間0.05月引き上げ、（3）議員の皆様方につきましても、期末手当を年間0.05月引き上げ、（4）任期付き職員につきましても、給料表の一部引上げとなります。

4、施行期日ですが、令和4年4月1日から適用し、12月改定差額を支給する予定です。

5、給与改定による所要額は、約5,600万円となります。

○委員長（坂口健太）ここで、徳永委員が着席されました。出席委員数は9名となりました。

それでは当局の説明がありましたので、質疑に

入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）討論はないと認めます。これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議はありますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものに決定いたしました。

△議案第140号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（坂口健太）次に、議案第140号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（橋口 堅）第10回予算の予算に関する説明書の15ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費のうち総務課分は、事項総務一般管理費が1,013万6,000円の増額で、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、給与改定を行う経費を補正するものです。

○委員長（坂口健太）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（坂口健太）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○総務課長（橋口 堅）それでは、薩摩川内市定員管理計画案について説明をいたします。

計画案は、別冊でお示しをしておりますが、まず、概要について説明をいたしますので、行政管理部関係の総務文教委員会資料2ページをお願いいたします。

まず、ポイントとしまして、職員数につきましては、定員適正化計画の目標に掲げた1,000人以内を達成しております。その他、職員の定年延長制度、令和2年国勢調査の結果、働き方改革など、環境の変化に対応した計画といたします。

1番、名称ですが、これまでは職員を削減するための薩摩川内市定員適正化方針としていたしましたが、今後は、持続可能な行政サービスを提供、維持するための定員管理計画といたします。

2、目標値の(1)基本的な考え方としまして、総人件費の抑制、年齢構成の平準化、持続可能な行政サービスの提供を考慮した目標値といたします。(2)計画期間は、職員の定年延長の段階的移行期間と同じ、令和5年度から令和14年度までの10年間。(3)令和15年4月1日時点の目標値としましては、職員、再任用職員、月額会計年度任用職員の合計を1,500人以内とし、総人権費総額を85億円以内とします。

なお、ピーク時は令和8年度で、職員と再任用職員は1,119名、月額の会計年度任用職員を含めると1,547名となりますが、人権費は約83億円となります。また、月額の会計年度任用職員が増加していますが、日額の会計年度任用職員を月額に変更したものでございます。

3ページをお願いいたします。

ア、職員、再任用職員、月額会計年度任用職員の合計を1,500人以内とする目標値の考え方ですが、①職員数につきましては、国が示す指標等により試算しますと950人程度が基礎数値となり、状況に応じて任期付き職員を採用するなど、業務量に応じた一定の職員数は確保したい考えです。

②また、定年延長、新たな行政課題の対応等を踏まえ、職員及び再任用職員の合計を1,050人以内。

③月額会計年度任用職員については、多様な働き方の選択肢として、日額の会計年度任用職員、旧臨時職員から月額会計年度任用職員へ移行する50人程度を加えた450人以内とし、合計で1,500人以内といたします。

3、今後のスケジュールですが、12月にパブリックコメントを実施し、御意見を反映した計画案を、3月議会で報告をしたいと考えております。

それでは、パブリックコメントを行う計画案について、ポイントのみ説明をいたしますので、別冊をお願いいたします。

まず、別冊の1ページでございますが、計画趣旨でございます。

これまでの定員適正化は達成をしたが、今後も予算の範囲内で必要な行政サービスの提供に必要な職員数を確保するため、職員、再任用職員、会計年度任用職員を含めた定員管理が必要であることを記載しています。

2ページは、これまでの職員数の状況です。

3ページです。

年齢構成について、グラフの左側、約10年前の平成25年度と比較し、右側、令和4年度では、20歳代及び30歳代が増加をしております。新規採用職員の年齢要件の緩和により、職員年齢構成の改善傾向が見られているところです。今後20年スパンで、高齢者層と若年層が入れ替わるという見込みです。

4ページは男女別構成ですが、女性が圧倒的に少ないことには変わりありません。1,000人のうち75%が男性で、25%が女性職員ということになります。

5ページですが、再任用職員は増加傾向、会計年度任用職員はほぼ変わりません。

6ページから、職員数の現状分析でございます。

まず、類似団体の分析ですが、下の表の一番右の列、類似団体の平均が679名で、本市は885人ということで、206人多い状況となっております。なお、類似団体の分析は、人口が同じ規模の団体との比較ですので、面積とか島嶼部の有無などの地域特性を反映しておりませんが、人口と面積が類似し大規模合併を行っている市と比較すると、妥当な職員数ということで考えられます。

7ページは、類似団体平均との比較を部門ごとにまとめております。

本市の特徴としましては、総務、企画部門と税務部門につきましては、主に支所と甕島振興局等による人数超過、衛生部門は民間委託等により12人の不足、農林水産部門、商工部門については、経済政策の強化により人数が超過、土木部門は大型事業により人数の超過、消防部門は広い行政区域に、消防署や分署の設置により超過してい

る状況となっております。

8ページは、定員回帰指標で、人口と面積の二つの要素で職員数を試算する方法ですが、この普通会計816人に、企業会計112人を加えると、928人となります。

9ページが定員モデルによる分析です。

定員モデルでも、議会、総務部門、経済部門が多く、民政部門が少ない状況となっております。

10ページです。

市全体の職員数の現状分析では、1段落目では先ほどの定員回帰指標での試算は、市全体の職員数は928人ですが、島嶼部を含んでいること、面積が広大であることなどから、950人を基礎数値とすること。

2段落目では、現行の行政サービスを維持するために、現状と同程度の職員数が必要であること。

ア、職員数では、定年延長の制度化に伴い、60歳から65歳までの高齢層の職員の増加が想定されること。職員数の削減ありきではなく、必要に応じた職員数を確保し、持続可能な行政サービスを提供していくこと。

イ、再任用職員数については、少子化により新規採用職員の確保が困難な状況の対応として、希望者についてはフルタイム勤務を導入すること。

ウ、月額会計年度任用職員数については、様々な働き方の選択肢として、月額会計年度任用職員、2分の1勤務の職を創設したことをまとめております。

11ページの財政状況につきましては、少子高齢化の進展、人口減少社会の到来等、今後も厳しい財政運営となること、人件費においては、職員の年齢構成が高齢者層から若年層に移行していくことと、職員のうち、7割支給の60歳以上の職員数が増加することから、長期的に見ると減少していく見込みであることをまとめております。

12ページの目標値の基本的な考え方、13ページの目標値については、先ほど概要で説明したとおりでございます。

14ページ、2、目標達成のための方策ですが、(1)多様な任用・勤務形態の活用として、特に必要な行政課題に対応するため、人件費の目標値85億円の範囲内で、任期付き職員等を柔軟に活用いたします。

また、計画期間終了後、現在の1,000名体

制から900名体制を見据え、この10年間の計画期間中に、(3)民間委託等の推進や、(4)行政DXの推進等を強力に進める必要があります。

○委員長（坂口健太）ただいま、当局から定員管理計画案について説明がありましたが、これを含めて、所管事務全般についての質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（徳永武次）すみません、遅刻をしまして。よろしくお願いたします。

専門職の人材確保という件で、ちょっとお尋ねしたいのですが、特に農業関係、専門技師がなかなか当局のほうには少なく、今、JAとのタッグでやっていらっしゃると思うんですけど、技術員を、農業の専門職となりますと、ある程度の経験も要するという事なんですが、その辺の今後の考え方はどんな考え方でしょうか。

○総務課長（橋口 堅）今、農業技師だけではなくて、土木技師、建築技師、かなり技術職は確保が厳しい状況になっておりまして、今年度初めて実施したのが、卒業科目に関係なく、例えば川内高校の普通科の方が、土木技師とか建築技師になりたければ、入ってから資格を取らせる、育てて取らせるという育成枠という採用試験を、今年初めて実施をしました。

それから、県外居住を条件としたUIJターン枠につきましては、ある程度資格を有して、経験がある方は学科試験を免除するという随時試験を、今、実施をしております。

それから、農業技師につきましては、通常、UIJターン枠は年齢要件39歳までなんですけど、農業技師につきましては45歳までということで、年齢要件は、ある程度緩和したようなやり方をやっています。

今、ちょっと試行錯誤で、これからも厳しいようであれば、例えば、今後、今、考えているのは、経験ある方々を採用する際に、給料がどうしても低いものですから、県や国がやっているように、係長級で採用するとか、課長補佐級で採用するとか、そういった給料格付も、今後検討しなければいけないのかなというふうには考えております。

○委員（徳永武次）非常に前向きな考え方で、私もそう思っているんです。特に、経験者となりますと、ある程度の年齢が高くなるのは事実だと思えます。だから、そこら辺りも、特に再任も

含めて、それから、特別な支援体制といいますか、そこら辺りを加味した人事の在り方をさせていただければと、こう思っております。

○委員（屋久弘文） 総務文教委員会資料の中の、所管事務調査の定員管理計画案の中で、基本的な考え方の部分ですけど、三つの観点から取り組んでいきたいというのは分かるんですが、総人件費の抑制というのがイの一番に来ているんだけど、予算もありますから、それはそうなんだろうけど、全部にある業務量に応じた適正な配置というのが、一番の定数管理の根源じゃないかなと思うんですが、この三つの観点の中に、何で入っていないのかなと思って、そこをちょっとお尋ねします。

○総務課長（橋口 堅） まずは、この人件費の抑制というのは、これまでのように人件費を削減するというのではなくて、人件費を増えないようにしたいということで、85億円の中でマンパワーを確保したいということでございます。

それから、業務量につきましては、一般質問で部長が答えられたとおり、去年、今年につきましては、このコロナの関係で職員自体もコロナに感染をしております。4月から約230名感染しておりますし、本人が感染しなくても、自宅待機、同居家族が濃厚接触者であったり、感染者であったりするために自宅待機をする者が、感染者含めて500名以上出ておまして、その方々は1週間とか2週間の自宅待機をしておりますので、残っている職員に、ちょっと負担がかかっています。

その他、ワクチン接種業務とか、それから、コロナに関する経済対策、最近では鳥インフルエンザの関係も、全庁的な応援体制でやっております。

それから、自然災害の激甚化によりまして、これまで以上に避難所を設置する回数の頻度が、ちょっと高くなっているということと、それから、国体準備とコロナのプロジェクトチーム、これに各課から職員を、各課減らして30名を捻出している状況もあります。今後は、また、県議選の準備というのもあったり、ちょっと、今こころ、二年が大変厳しい状況ですけども、ただ、この国体が済む令和6年度以降は、大分落ち着いてくるのではないかなというふうには思います。

ただ、総務課としましては、職員の健康管理も所管しておりますので、各課の時間外の状況とか、休暇取得の状況とか、ストレスチェックの状況と

か、あるいは自己申告の内容とか、それから長期病気休暇者の状況とか、それらを含めて必要な定数調整というのは行っていきたいというふうに考えております。

○委員（屋久弘文） たくさんしゃべっていただいて、よく分かるんですが、私が言いたいのは、そういうことではなくて、職員の定員の管理というのは第1項目めに来るべきものが、業務量に応じた適正な配置じゃないのということです。

総人権費とか年齢の構成の平準化とか、持続可能な行政サービスの提供とか、そこら辺りは分かるんだけど、それに加えて業務量に応じた適正な配置というのが、イの一番に定員管理を考える上で必要なことじゃないですかということです。

○総務課長（橋口 堅） この定員管理計画の各部門ごとの分析を見ていただいても分かるとおおり、経済部門がかなり多くて、民生部門、衛生部門が少ない状況です。

これは、結果としてというか、なぜこうなったかということ、これまでの薩摩川内市が経済政策に重点を置いたということと、民政部門、衛生部門は、業務委託の関係があったり、あと、3年から5年で人事異動を行う職員より、資格を持った専門的な職員のほうがいいということで、会計年度任用職員に代わっているという状況もあります。

そういうことで、重点的にそこに予算と仕事量と人が配置されたということになっております。

今後どうするかということですけども、類似団体と比較をして、経済部門が多かったから減らすとか、衛生部門、民生部門が少ないから増やすとかということではなくて、これから、新たな総合計画の議論が始まると思うんですけども、今後、薩摩川内市がどのような部門に重点的に力を入れるのかということで、予算の配分とか仕事の量とか、定数をどうするかというのが決まると思います。

先ほど言いましたとおり、総務課は健康管理も所管しておりますので、仕事の人数と仕事の量のバランスが崩れている場合には、必要な調整を、もちろん行っていきたいと思っております。

○行政管理部長（田代健一） 委員が御指摘の部分は、資料の、所管事務調査概要の中で、目標値の基本的な考え方のところに上がっているということだと思いますけれども、定員適正化方針を

定めまして、類似団体と比べて、合併により多かった職員数を1,000人まで落とすということは、一応目標を達成いたしました。

ただ、その間で、国勢調査人口もまたさらに下がっていくというような事情等もございますけれども、そういった中で、では、さらに職員は国勢調査人口に応じて下げるのかといったようなニーズも当然出てくるところでございます。

ただ、そういった中で、定年延長という大きな問題が出てきてまいりまして、これに、この10年間、暫定で順次高齢者層の職員が増えていく、そういった中で、行政サービスを維持していくにはどうしたらいいかというような大きな課題が発生した中で、職員数を、おのずとこの暫定期間については増えていく傾向の中で、では、増えていく職員の数に応じて人件費も増やしていいのかという問題が当然出てまいります。

そこにつきましては、総人件費は予算の範囲で限度がございますので、その人件費は現状の人件費の中で抑制をしつつ、この定年延長に係る人員増、それから高齢者層に職員構成が入れ替えるという事態を切り抜けていかなければならないということを、まず念頭に置くということで、ここの目標値のところでは、やはり、総人件費の抑制を基調とした定員管理を行っていくというのは、一義的に書かざるを得なかったというところでございます。

ただ、この議員が御指摘のような部分につきましては、本文のほうの1ページの策定趣旨のほうに書いてございますけれども、ここが一番後段のところでございますが、これまでは定員適正化を主要課題として、職員数を削減することを主に行政改革を推進してきたが、削減ありきでなく、必要に応じた職員数を確保した上で、持続可能な行政サービスを提供すること等々ということで、議員がおっしゃったような定員管理に係る本旨の部分については、この新しい計画の中では、趣旨として持った上で策定をいたしましたところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○委員（屋久弘文）私も、昨日でしたが、ずっと読んで、ポイントで押さえているんですけど、これだけ書いてくれてあるのに、何でこの目標の中に入れてくれないのかなって、そこだけが気になったので……。いいです。

どうせ、先ほど説明があったように、12月中にパブコメもされるようなので、いろんな意見も出てくるかもしれませんが、今、私がしつこく言ったような部分をちょっと念頭においてもらいたいなど、そういう思いでございます。

○委員（福田俊一郎）目標としては達成をしたと、全体枠の目標数には達成をしたという話でした。

ただ、先ほど徳永委員のほうから質問がありましたことに対する答弁があったわけですが、農林水産、あるいは土木の技師は、ちょっと不足しているというような状況等、これはどういうふうに整理しておられるのか、また、この資料の7ページの中で、この定員適正化計画の各部門の類似団体との比較がありますけれども、これでは農林水産、あるいは土木部門については超過をしているというような表現になっておりますが、これも含めて、どういうふうに私ども捉えていいのか、そこをちょっと整理していただきながら、答弁していただければ分かりやすいかと思えます。

○総務課長（橋口 堅）現状分析としましては、本市は、やっぱり仕事量が、事業量がかなり多くて、まあ、技師数が少ないということになるのではないかなというふうには思えます。

○行政管理部長（田代健一）この定員適正化の計画を立てるに当たって、同時に財政運営のプロジェクトチームのほうで、予算の分についての分析もしておりますけれども、この分野別については、同様の傾向が出ております。

行政サービスにつきましては、やはり、人・物・金でサービスの提供をしておりますので、この定員、職員の人数と、それから予算というのは、当然連動してまいります。

この人と予算をかけている分については、他の自治体よりも行政サービスを手厚く行っているということも言えるかと思えます。

今後、この行政サービスの各自自治体における独特な部分というのをどうしていくかというのに当たっては、当然手厚い部分をそのままにしながら、そうでない部分について、他の自治体と同様、さらに上ということになると、予算上の制限が出てまいりますので、既存の、こういった本市の特性的なものを維持しながら、そういった、欠けていると申しますか、他の自治体に比べて予算とか人

数を充てていない部分をどうしていくかというのは、今後調整をしていく問題だと考えております。

です。これは人だけの問題ではなくて、行政サービスの本市自体の傾向も表しているもの。ということは御理解いただきたいと思えます。

○委員（福田俊一郎）部長の、今、答弁でありましたけれども、行政サービスイコール業務量、事務量というような形が見えてくるんですけども、一方で、例えば、霧島市や鹿屋市とすると、予算規模というのは、薩摩川内市はさほど上回っているかという観点から見ると、そうでもない、全体的な予算規模です。

そうしたときに、一律的に予算というものの言い方で、そこをうまく説明ができるかといったらなかなか難しいところもあるし、また、ここにある類似団体、平均との比較ということでもありますけれども、ここも、今、部長が言われたように、サービス量の、そういった数的なものがこの中に入ってくると、また、ほかの類似団体とすると、超過をしているという表現にはならんのかなというふうに思ったりしたところでした。

つまり、指標として、何か、そういうサービス量、業務量、事務量、あるいは特定の予算に対して人的コストがかかっているというようなものを出すことができたらいいのかなという気はするところでした。

○行政管理部長（田代健一）今の御質問というのは、それぞれの類似団体の分野別に予算と人の傾向について比較をしたものの資料ということでございましたら、昨年度の財政運営プロジェクトチームではその作業を行っております。今回のこの定員の管理方針を立てるに当たって、人についても同様の分析をした部分についての一部を、この今回お示した資料の中で出しておるところでございますので、またその基となっているデータを提出を求めていらっしゃるということですか。

○委員（福田俊一郎）ちょっと細かい話になってきたんですけども、今部長がそういう話というよりも、要はこの類似団体とのこの比較の中で、話は元に戻りますけれども、技師は少ないにもかかわらず人的には超過していますよという表現が何で出るのかと。その、この指標を使えばそういうふうに出るけれども、もうちょ

っと別の見方をする、別の指標を使えばちゃんと技師が不足しているという表現になるんじゃないかということを行っているところです。

○行政管理部長（田代健一）失礼いたしました。ここで類似団体も含めてですけれども、職員数として上げてある分は各分野別に所属している職員数でございますので、本市もそうですけれども、例えばですが農林水産部門の職員といった場合も農業技師とそれから事務職員合わせての職員数になっておまして、その総数ベースでいくと類似団体は上回っている、下回っているという状況が出ておりますが、農業技師のみの数を比べたものではございません。本市の中では既存の農業技師が定年退職等で退職した後に、次の農業技師を雇用することが非常に厳しい状況になっている中で、現状としては農業分野に携わってきている事務職が、農業技師でないといけない仕事以外の部分をいわば肩代わり、代わりながら現状を乗り切っているという状況がございますので、農林水産分野全体の数が多いとしても、これは農業分野限らずですが、それぞれの分野について、建設もですけれども、建設技師自体の人数の数が足りているかという点と足りていないということでの、この表現となっております。ちょっと混同するような表現になっている部分についてはおわびいたします。

○委員長（坂口健太）その他御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口健太）質疑は尽きたと認めます。

以上で、総務課の審査を終わります。

△財政課の審査

○委員長（坂口健太）次は、財政課の審査に入ります。

△議案第128号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（坂口健太）

まず、審査を一時中止しておりました議案第128号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財政課長（祁答院欣尚）それでは、歳出か

ら御説明いたしますので、各会計予算書36ページを御覧ください。

2款1項3目財政管理費において、補助金の外部評価に係る報償費及び財務書類作成業務委託料について、実績見込みにより減額するものであります。

次に、76ページを御覧ください。

12款1項1目元金及び2目利子は、長期債の借入額が当初予定より減少したことなどから、その償還元金及び利子の不用額を減額するものであります。

次に、歳入につきまして、20ページを御覧ください。

11款1項1目地方特例交付金は、交付額の決定に伴い増額するものであります。

21ページを御覧ください。

12款1項1目地方交付税は、普通交付税の算定において、市税等の増に伴う基準財政収入額の増や、高齢者保健福祉費及び包括算定経費の単位数の減などにより、交付決定額が減少となったことから、普通交付税を減額するものであります。

23ページを御覧ください。

16款2項1目総務費補助金、27節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の財源として増額するものであります。

29ページを御覧ください。

19款1項10目一般寄附金は、市内の1団体様から100万円を、用途を特定しない一般寄附として御寄附いただきましたので、計上するものであります。

30ページを御覧ください。

20款1項1目財政調整基金繰入金は、今回補正の財源対策として増額するものであります。

31ページを御覧ください。

21款1項1目繰越金は、前年度繰越金の確定により増額するものであります。

34ページを御覧ください。

23款1項1目総務債では、本庁舎屋内駐車場長寿命化工事の財源として庁舎等整備事業債を増額し、旧国民宿舎解体事業の事業執行に伴い旧国民宿舎解体事業債を減額し、閉校跡地の利活用促進と安全性向上のためのプール解体事業の財源として、閉校跡地プール解体事業債を計上するもの

であります。

7目土木債では、繰越明許費を活用した15か月執行予算及び一般道路整備事業の財源として道路整備事業債を増額し、県単砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業の事業執行に伴い砂防事業債及び急傾斜地崩壊対策事業債を減額し、8目消防債では、東部消防署訓練棟解体工事に伴う財源として消防防災施設整備事業債を増額するものであります。

9目教育債9節社会教育施設整備事業債について、樋脇公民館倉庫解体工事の財源として計上し、10節教育施設整備事業債では、教職員住宅解体事業及び永利小学校排水施設整備事業の財源として増額するとともに、樋脇中学校屋内運動場トイレ整備事業の工法の再検討に伴い減額するものであります。

34ページから35ページにかけて、10目災害復旧債では、災害復旧に係る事業進捗に伴い、現年公共災害復旧事業債を減額するとともに過年公共災害復旧事業債を計上し、13目臨時財政対策債では、発行可能額の決定に伴い減額するものであります。

次に、地方債補正について、15ページの第5表地方債補正を御覧ください。

地方債補正は、今ほど歳入、市債で御説明した内容に伴い、閉校跡地プール解体事業など3件を追加し、庁舎等整備事業など9件の限度額を変更するものであります。

○委員長（坂口健太）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質問願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第140号 令和4年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（坂口健太）次に、審査を一時中止しておりました議案第140号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財政課長（祁答院欣尚）第10回補正について、歳出はございませんので、歳入について、36ページを御覧ください。

20款1項1目財政調整基金繰入金は、今回補

正の財源対策として増額するものであります。

○委員長（坂口健太）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口健太）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（坂口健太）次に、所管事務調査を行います。当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口健太）質疑はないと認めます。以上で、財政課の審査を終わります。

△契約検査室の審査

○委員長（坂口健太）次は、契約検査室の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（坂口健太）議案がありませんので、所管事務調査を行います。当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口健太）質疑はないと認めます。以上で、契約検査室の審査を終わります。

△財産マネジメント課の審査

○委員長（坂口健太）次は、財産マネジメント課の審査に入ります。

△議案第116号 旧国民宿舎こしきしま荘解体工事請負契約の締結について

○委員長（坂口健太）まず、議案第116号旧国民宿舎こしきしま荘解体工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財産マネジメント課長（下藺伸一）議案つづりその1の116—1ページを御覧ください。

今回締結したい契約の内容につきましては、契約の目的は、旧国民宿舎こしきしま荘解体工事で

す。

契約の方法は条件付一般競争入札、契約の金額が2億109万472円であります。

契約の相手方は、宇都・橋口特定建設工事共同企業体であり、代表者が株式会社宇都組、構成員が株式会社橋口組であります。

次のページに参考といたしまして、工事場所、工事概要を記載しております。

なお、工期は、議決の日から令和5年12月18日までとし、令和5年度までの継続費を設定してあります。

次のページには、位置図と解体範囲を示した配置図を添付しております。御参照いただきたいと思います。

なお、議決後、契約の相手方と工法等についての打合せを行い、その結果をもって地元の地区コミュニティ協議会等と説明を行うこととしております。

○委員長（坂口健太）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（大田黒 博）この甑島の国民宿舎においては、以前から危険度を含めたものの解体の要望があったりしている経緯があったんですが、先ほど財政課のほうから積立てを含めて、ずっとこう解体においてのそういうものが進捗していたものがこれだと思うんですが、この解体するに至っての経緯を含めて、この工事内容のどういう解体方法になるのか、少し詳しく御説明いただけませんか。

○財産マネジメント課長（下藺伸一）平成30年度に地元から解体の要望がございました。それを受けまして解体について検討をしたわけですけれども、まず、現場にありますのが、こしきしま荘の本体、あと浴場の跡、それから倉庫、ポンプ室、沈殿のろ過槽等ありました。これが強風等によって隣接の人家に影響を及ぼすようなことも危惧されたものですから、要望を受けた結果、これらを全て解体して更地にするという方法を検討したところです。

○行政管理部長（田代健一）経緯について、今課長から説明があったとおりでありますけれども、今回解体が可能になった大きな理由といたしまして、財源として、通常こういった解体については

有利な起債がない、交付税措置がない、起債しかないところなんですけれども、過疎ソフト債というものがございまして、こちらはこの解体にも充てられる起債でございます。ただ、こちらは過疎法の中の暫定で経過措置的に過疎法が適用されている団体につきましては、時限的に借りられるものでございまして、その期間がある間に、この有利な起債を利用して解体すべき建物は解体してしまおうということで、一番現在で懸案となっているこの、こしきしま荘から着手をしたところでございます。

○委員（大田黒 博）分かりました。平成8年度ぐらいから壊してほしいという要望等があったと思っているんです。課長答弁のとおり、平成30年に正式に上がってきたのかなと思っておりますけれども、1点だけ、産業廃棄物等が出てくると思うんですけれども、搬送等において島内で処分できるのか、それとも船での搬送になるのか、そのあたりを少し教えていただけますか。

○財産マネジメント課長（下藺伸一）今、産業廃棄物ということがございましたけれども、島内で処分できる部分は島内です。あと島内で処分できない部分につきましては、今ありましたように船で搬送して島外に出すということになります。

いずれにつきましても、本契約になった後、その辺も事業者さんと詰めながら進めていくことにはなります。

○委員（大田黒 博）最後に、その跡地は何か活用方法等は検討されているんですか。もうそのまま、なしでやるんでしょうか。

○財産マネジメント課長（下藺伸一）跡地につきましては、今のところまだ具体的に決定はしておりませんが、これも地元も含めた形での協議を進めながら、活用についてはその方針を決めていくことにはなろうかと思えます。

○委員（新原春二）課長からいろんな交付金、あるいは、また、その段取りが契約をしてからするというふうな説明がありましたが、今現在、解体の場合にはアスベスト対策というのが非常に頭が痛い関係なんですけど、そうしたアスベスト対策については、この予算内にきちんと包含されているんですか。

○財産マネジメント課長（下藺伸一）アスベ

ストにつきましては、調査委託の段階からもう既に把握ができていますので、工事費の段階にはそのアスベストの処分まで含んだ形の工事費にはなっております。

○委員（新原春二）分かりました。ぜひこの件については、非常に慎重に対処しないと、健康被害もありますので、ぜひお願いします。

それと今から予算が2億幾らついて、その業者との打合せでいろんな工程は組んでいかれると思うんですけども、それに伴って増減がある場合には追加予算が出るんですかね。そこら辺の感覚はどうですか。

○財産マネジメント課長（下藺伸一）今現在、2億109万472円という形で契約をしておりますが、そこら辺も含めた形で予算は確保している状況にあります。変更契約が出て対応できるような形の予算は今確保している状況です。

○委員（新原春二）了解。

○委員（溝上一樹）大田黒委員とちょっとかぶるところもあるんですけど、工事現場の近辺の住民に当然説明があると思うんですけど、今現在、具体的なその説明の計画というのはあってもいいんじゃないかなと思うんですけど、どのような計画があるか教えてください。

○財産マネジメント課長（下藺伸一）今、仮契約の段階です。まだ正式には動けない状況にあるんですが、うちの市としましては、この本契約を頂いた後に、多分1月になろうとは思いますが、明けて1月にはコミュニティ会長様とか、あと自治会長の皆さんにその工程とか工法とかについて協議、説明をしたいというふうには今予定しているところです。

○委員（溝上一樹）これもちょっと大田黒委員とちょっとかぶるんですけど、撤去後の利活用、これなかなか決まらなかった場合、ちょっと要望的な内容になるんですけど、ちょうど里地域の端、こういうところがやぶとか管理不足でならないように要望したいと思います。

○財産マネジメント課長（下藺伸一）今ありましたように、そういう土地については的確に除草であったりとかそういう管理は、今あるその財産もそういう管理をしていますので、同じようにこの土地についても決まるまでは適正な管理をしていくというふうを考えています。

○委員（福田俊一郎）今のに関連するんですけども、その跡地の方針についてはこれからということですが、この面積はどれぐらいあるのかというのが1点と、それから先ほど部長のほうから有利な起債という話でしたが、この交付税措置とどのような有利な起債であるのかというのを説明を頂きたいということ、それと課長のほうから変更予算も考えているというようなことでしたが、この起債についてこの起債がその変更予算に対応できるのかどうか。追加で起債ができるのかどうかも含めて答弁を頂けたらと思います。

○財産マネジメント課長（下藺伸一）面積につきましては、建物の敷地面積が8,121平方メートルになっております。この中に本館であったり浴槽であったりとかが建っている状況になります。

○財政課長（祁答院欣尚）すみません。ちょっと遅れまして申し訳ございませんでした。

過疎債ソフト分の交付税措置率は70%でございます。令和4年度、令和5年度の継続費設定はしてございますので、令和5年度分の物価高騰分につきましては、枠の拡大ということは可能かと考えております。

○委員長（坂口健太）あと工事契約に変更があった場合、過疎ソフト債を使えるのかという質問を福田委員されているんですけど、答弁それでいいですか。はい。

では御質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

一般会計補正予算

○委員長（坂口健太）次に、審査を一時中止しておりました議案第128号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財産マネジメント課長（下藺伸一）それでは、歳出から説明をいたします。

予算に関する説明書の36ページを御覧ください。

2款1項5目財産管理費の事項、財産一般管理費の委託料につきましては、閉校跡地のプール解体工事に係る実施設計業務委託983万3,000円を措置し、工事請負費につきましては、旧国民宿舎こしきしま荘の解体工事の入札執行残について、令和4年度分5,417万円を減額し、新たに閉校跡地プール解体工事費6,144万6,000円を措置しまして、差引き727万6,000円の増額をお願いするものであります。

負担金補助及び交付金の遊休公共施設等増築及び改修助成金につきましては、37ページにかけまして、旧朝陽小学校を活用したワイナリー事業に関する補助金について、当初7,000万円を措置しておりましたが、改修に係る事業費確定に伴い補助金を1,500万円減額しました。そして新たに旧倉野小学校を利活用する、その分の補助金3,250万円を措置しまして、差引き1,750万円の増額をお願いするものであります。

旧倉野小学校の利活用に係る遊休公共施設等増築及び改修助成金につきましては、後ほど委員会の資料で説明をさせていただきます。

次に、同じく37ページの一番下になります。

11目庁舎管理費の説明欄、事項、庁舎管理費の1,635万6,000円は、今度は38ページをお開きください。燃料価格高騰によります庁舎光熱水費を1,200万円増額、委託料は、本庁・支所宿日直警備業務委託等執行残の減額、工事請負費の1,281万円は、東郷支所市民窓口空調設備更新工事費300万円及び本庁舎屋内駐車場長寿命化の追加工事981万円を増額し、備品購入費326万4,000円につきましては、新規採用職員等の事務机、椅子を購入するものであります。

次に、歳入について説明をいたします。

△議案第128号 令和4年度薩摩川内市

27ページをお開きください。

18款1項1目財産貸付収入については、旧朝陽小学校が5月20日から、旧鳥丸小学校が6月1日から、それぞれ工事着手等の利活用が開始されたことにより貸付料の収入であります。

次に、30ページをお開きください。

20款1項60目市有施設保全基金繰入金につきましては、歳出で御説明いたしました閉校跡地のプール解体工事及び閉校跡地利活用促進補助金に充当するものであります。

次に、継続費の補正について、12ページをお開きください。

2款1項総務管理費の事業名、旧国民宿舎解体工事に係る工事について、入札結果に基づいて年割額をそれぞれ変更・補正するものであります。金額は記載のとおりになります。

次に、繰越明許費について、13ページをお開きください。

2款1項総務管理費の事業名、閉校跡地プール解体事業につきましては、歳出で説明いたしましたが、本年度実施予定の解体工事等の設計業務委託に基づき実施します解体工事が年度内の完成が見込めないことから、その分を繰越明許費を設定するものであります。金額は記載のとおりです。

それでは、旧倉野小学校の利活用の概要を御説明いたしますので、総務文教委員会資料の4ページを御覧ください。

大きな1番の旧倉野小学校の利活用について、(1)助成金及び(2)事業費につきましては、施設整備に係る概算事業費が6,500万円であることから、助成金につきましては、その対象事業費の2分の1であります3,250万円を見込んで、今回補正の予算をお願いをしているところです。

(3)の事業の内容につきましては、事業名がアにありますとおり、物流倉庫事業になります。物流倉庫事業といたしまして、校舎は、①事務所として、また倉庫として活用されます。体育館は②倉庫として活用され、将来的にはまたプレハブ冷蔵庫の設置や貸倉庫業を計画をされております。

校庭につきましては、③一部を舗装して車両の搬入路になります。そして残りは、地域への開放を計画をされております。

ウになりますが、事業開始予定日は、令和5年

4月からの予定です。

エになりますが、雇用計画は、新規に正社員1名、さらにパート職員2名を雇用を計画されております。

地域貢献策といたしましては、校舎の一部、体育館倉庫及び校庭を地域へ開放される計画であります。

(4)の事業者の概要についてですけれども、事業者は、アにありますとおり、株式会社ユアショップ、代表は西村直也氏であります。この西村氏は、旧東郷中学校でコチョウラン栽培を行っておられます。株式会社クレドの代表取締役でもあります。

次に、(5)経緯と今後のスケジュールといたしまして、9月30日に地元倉野地区コミュニティ協議会に事業計画の説明を行いました。その後、倉野地区コミュニティ協議会から事業計画に対する承諾を頂いております。

11月9日には文部科学省へ財産処分承認申請を提出しております。

今後につきましては、2月初旬の文部科学省の財産処分承認、そして2月中旬には土地建物賃貸借契約を締結いたし、事業着手をされる予定となっております。

○委員長(坂口健太)ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員(大田黒 博)倉野小学校について1点、所管でもよかったんですが、今説明がありましたから、倉野小学校のコチョウランの内容等含めて、旧東郷中学校のその同じ経営者と思いますが、倉野小学校に閉校跡地のものを決められた、そういうものあれは何だったんでしょうかね。その一番の原因は、近くには旧東郷小学校もあったんでしょうけども、何だったんでしょうか。その原因分かりませんか。

○財産マネジメント課長(下藺伸一)御存じのとおり、東郷小学校でコチョウランの栽培をされています。失礼しました。東郷中学校でコチョウランの栽培をされております。その関係でこの方は、株式会社ユアショップとして別の会社をされているんですが、この会社が日用雑貨等の輸入販売インターネット等を活用したいろいろな販売もされているものですから、倉庫業として使わ

りたいということでした。あと、東郷小学校も検討はされたとは思いますが、ちょっと東郷小学校は老朽化も激しかったものですから、倉庫としてはちょっと改造がしにくいということもあり、倉野小学校を今回は選んでいただいたところです。

○委員（大田黒 博） 分かりました。あわせて、閉校跡地をこう見てみますと、今、東郷、鳥丸小を含めて、それぞれ事業者が入ってきてしているわけです。あと、どうしてもこう活用されていないところがあったりするんですが、このセールスといいますか、閉校跡地がこういう形で残っていますよというのを、広報を含めて知らしめておられると思っているんですが、祁答院もそれぞれ再編問題が発生して、令和6年度以降、閉校跡地が出てくるということですが、どういうところに基準を置きながら広報を含めて建物の耐久化を含めて試算、あるいはそういう方向性を持っておられるのか、少し分かったら教えていただけませんか。

○財産マネジメント課長（下菌伸一） 今現状、24校の閉校跡地があるんですが、どれをどうよこの特別確定したことでの案内はしていませんが、ホームページ等で閉校跡地の利活用については案内をしているところです。今後、祁答院地区がもし閉校してくれば、そこについても同じような形で閉校跡地の、どことどこどこが閉校しています、ここについては活用を募集しますというような形のホームページ等での広報になるかとは考えております。

○行政管理部長（田代健一） 閉校跡地制度の今後の在り方についてですけれども、閉校跡地制度を始めまして6年が経過するところですが、制度を始めました当初に、どうしても閉校してからの期間がたつてまいりますと、その間も老朽化がどんどん進んでいって、なかなか民間利活用も難しくなっていくということで、最初の段階でおおむね5年間をこの強化利活用の期間ということで、現状の建物を含めた利活用ということで民間の受けていただける方を探すという作業を集中してやるということで、5年が過ぎた段階で次はもう老朽化したものから随時解体を進めて、更地にすると、また建物を利用されない方にとっては利用がしやすくなりますので、次は更地にしてまた利活用していただける方を探すということで、

当初は制度設計をしたところです。そこで今年度でもう6年たって見直し年度になっているんですけども、庁内で検討委員会等を進める中で、実は6年たってもまだ今現在でも数件、閉校跡地に対するお問合せがある状況であるということと、それから今後も、祁答院も含めてですけれども、学校統廃合の話がある箇所が出てくるのがちょっと見込まれるということで、検討期間とそれからこの現行の民間利用最大1億円については、継続して来年度も検討するというので、継続審議の状態になっているところでございます。したがって、今後、来年度にかけて今後のそういった学校統廃合の状況も見ながら新たな制度については、現行制度の一部継続も含めて検討していくこととしております。

○委員（大田黒 博） ありがとうございます。よく分かりました。継続していただいた中に、祁答院のことですけれども、黒木小においてはアサダメッシュ、コミュニティ協議会が少し心配されていると、話をしようかということでございますけれども、上手小がおおむら園、藺傘田小がのぞみ園に相談するような形をコミュニティで協議されているので、そこ辺りの今、部長答弁の中にそういう協議しながら次のステップを踏めるというのは確実にできるのかなと思っておりますので、少しそういうところがあれば早めに早めに対応を教育委員会としていただければありがたいと思っておりますので、よろしく願います。

○委員（徳永武次） 所管が違うかもしれんですけど、財産を助成金を出してこれだけの借主に助成を出していらっしゃるわけですけど、貸付け年数とか、それから経営内容とか、その辺は把握されるんですか。

○財産マネジメント課長（下菌伸一） そうですね、まず提案があった時点で計画内容、あと収支とかその辺を全て出していただいて、そこを審査いたしまして、それが見込める、後々そういう適正な認められる事業であるかというのまで全て審査をします。その結果で採用して利活用を頂いている状況にあります。

○委員（徳永武次） 当初のその計画は分かるんですけど、途中での経営内容とかそこら辺りまでは2年に一回とか、5年に一回とかというのは把握はされるんですか。

○**財産マネジメント課長（下藺伸一）** 事業そのものが順調に進んでいけば、特別に調査とかいうのはしておりませんが、途中で事業を変更したりとか、事業の内容を変えたいという場合には、業者さんからその事業の中身を出していただいて、そこは審査はしております。ただ最後まで中身を調査しているかという、そこはしてはおりません。

○**委員（徳永武次）** すごく大事なことじゃないかなと思うんですね。途中経過というのはですね。それはまた、それなりに考え方を今後検討してみてください。

○**行政管理部長（田代健一）** 制度としては、課長が申しあげましたように、事業計画自体の変更がないと特に書類等は徴していないところですけども、各閉校跡地の利活用の事業者様とは随時、今の状況というのは教えていただいて、特にこのコロナ禍において外国人の研修施設等については、外国人の方を入れられないというような状況等もありましたので、随時そういった状況等もお聞きしたり、またコロナで宿泊関連のところをされているところも結構、経営的には厳しい状況になられた時期もございましたので、そういった情報は随時頂きながら、配慮はしているところでございます。

○**委員（福田俊一郎）** この旧倉野小学校の利活用についてだけではないんですけども、閉校跡地の利活用について、全般に関わることにも関わってくるわけですけども、今回の、この倉野小学校の利活用についての雇用計画というのがあって、正社員が一人、パートが二人ということになっております。また、地域の貢献策については、校舎の一部、あるいは体育倉庫、そして校庭の開放というようなことになっておりますけれども、市有地をこうして利用してもらって、助成金が3,250万円ですよね、そういった大きな事業費の中でこうした雇用は少ないと。地域との関係といえば、先ほど地域貢献策という形での話になってくるということで、こういう閉校跡地の利活用について、こういう事業体が薩摩川内市で活躍してくれるのはありがたいことなんですけれども、雇用は小さい。地域から、この商売はインターネットで仕事をしますということですから、地域住民の関連もすごく薄いような気もするものですか

ら、そういった市がせっかく助成、後押しをする中で雇用の観点から見ると、もうちょっと雇用の、たくさんの人を雇えるような、そういう事業体に対しての支援といった観点からこういう利活用は望めないものかなというふうにも思うところなんです。閉校跡地がそのままというのもいかなものかとは思いますが、決してまた、もう一回繰り返しますけど、こういう事業体が薩摩川内市で頑張っていただくことはありがたいことで、それには異論は唱えませんが、ただ、助成金に対する、その薩摩川内市への貢献というか、メリットというか、そういったものを含めると事業体の選択の仕方というのは、もうちょっと別の観点からしてもいいのではないかなというふうにも思うところですけども、田代部長のほうが答弁をするというのありましたら。

○**委員長（坂口健太）** 制度設計の在り方についてを含めて。

○**財産マネジメント課長（下藺伸一）** まず、私のほうからよろしいでしょうか。この制度自体が、事業を行うに当たって1名以上の新規採用をしていただくということで進めております。ただ、あと3,250万円の補助金につきましては、その学校自体を改修する事業費についての補助になります。今おっしゃられたように新たな雇用が少ないんじゃないかということもありますけれども、東郷中学校で行っていらっしゃるユアージュップにつきましては、もう20名以上の、失礼しました、クレドですね。同じ代表者がされているクレドにつきましては、20名近い地元の方を雇用されています。このように業種によって、倉庫業でするので、そんなにたくさん人が要らないという部分もあって、今のところは3名にはなっております。こういった方々に使っていただくことによって、やはり地元、学校が閉校した後、やはり地元もにぎやかになってくるという部分もありますので、そういう形で、今回は倉庫業としての利用を、採択をお願いしたところであります。

○**行政管理部長（田代健一）** 私からは、この制度を、当初、始めたときの制度設計の分について説明させていただきたいんですけども、閉校跡地の利活用は、最初、学校が所管している教育委員会が主体となって進めておりましたが、なかなか利活用が進まないといった状況の中で、市長

部局の財産活用する課のほうで主体となって積極的に進めようということで検討した結果、この制度ができております。

内容的には、やはり学校が地域のシンボル、それからにぎわいの拠点であった、あるということを引き続き持ってもらうということで助成金の額、それから各種雇用等の条件も大幅に下げた上で、ただ財源にも制限がありますので、期限を切って集中的に活用していただくということで最大1億円、それから雇用等についてもかなり少ない人数ということで制度をスタートしたところです。

おかげさまで他の自治体からも視察を頂くような活用のほうをいろいろな形でいただいているところがございますので、雇用についても、このコロナ禍でなかなか企業誘致等が難しい中で、これまでの各学校については、それぞれの事業者様では雇用自体は少なくともテナントを入れられてそこのテナントでの雇用というのもあって、総数でいくと、正社員とパート、アルバイトさんまで含めれば100名前後の雇用をもう創出している状況になってきております。こういうこともございますので、雇用の数を主体とした制度としては、企業立地促進条例に基づくものがございまして、閉校跡地におきましても企業立地促進条例に基づく助成を選ぶか、それとも、この閉校跡地の制度を選ぶか、どちらかを事業者さんのほうは閉校跡地の利用に当たって選択ができるようになっておりますので、雇用的には少ないけれども、手をつけやすいような利用についてを今後どういった形で維持していくかということも含めて、それと既存の企業立地促進条例との役割分担も含めて、来年度までかけて今後の制度の維持、改善については検討する予定としております。

○委員長（坂口健太） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口健太） 質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（坂口健太） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○財産マネジメント課長（下藺伸一） それでは、総務文教委員会資料の4ページ、下のほうになります。

旧南瀬小学校の利活用事業の変更概要について御説明をさせていただきます。

旧南瀬小学校につきましては、これまでイタックス株式会社が（1）にありますとおり、施設名、イタックス南瀬トレーニングスクールとして外国人技能実習生の研修事業を実施されておりましたが、12月1日からは施設名をイタックス南瀬スクエアといたしまして、テナント事業として実施をしていただきます。そして、そのテナントの入居者がこれまでどおり外国人技能実習生の研修事業を行うというふうに変更となりました。

事業内容を変更した理由につきましては、これまで技能実習監理団体、ここからの委託を受けてイタックス株式会社が入国後の講習を実施しておりましたが、このことにつきまして、事業を開始した時点では特に問題視はされておりませんが、7月に実施されました外国人技能実習機構熊本支所からの定期監査によりまして、委託者であるIDDO協同組合の組合員であるイタックス株式会社が受託者となって入国後講習を実施することは適正ではない。すなわち、技能実習生を受け入れる可能性のある事業者が、技能実習生の入国後講習を実施することは不適切であるというような指摘を受けたということでした。

このことにより、今後はイタックス株式会社が新たに設立しました会社がテナント入居をしまして、入国後の講習を受託して実施することになります。

なお、施設の管理運営自体はこれまでどおりイタックス株式会社が行っていくこととなります。

○委員長（坂口健太） ただいま当局の説明がありました。これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（徳永武次） 9月議会でも、委員会でもちょっとお尋ねしたんですが、合併して16年、持ち抱えてきた分譲造成地がありますよね。非常に売行きが悪いと思っているんですが、今、私、地元が永利なんですけれども、造成地がすごく多いわけですよね。そうすると、かなり単価が、大体、6万とか6万5,000円ぐらいなんですけど、価格対応を含めて、どうしても持っていらっ

しゃるこの造成地を早く売却ができないか、その策は考えていらっしゃるかお尋ねします。

○財産マネジメント課長（下藺伸一）9月の委員会でも御説明をしましたがけれども、分譲団地につきましては総区画数が158、今ございます。そのうち、108区画がこれまで販売が済みでありまして、残りが50区画ということで、価格も一部見直しを行って販売はしております。ちなみにですけれども、今年度、まだ今年度というか途中ですけれども、途中の経過で申し上げますと、樋脇の団地も1区画販売ができました。

そのほか、普通財産等の売却で見ますと、12月13日ですから、本日時点で全部で5,000万円の売上げといたらおかしいですけれども、普通財産を処分した額が5,000万を上っておりますので、少しずつでありますけれども、販売はできている状況にあります。これにつきましても、広報等につきましては南日本新聞であったり、広報薩摩川内であったり、あとポスティングもやっております。それに加えて、今年は薩摩川内市の公式LINEにも情報をアップして、プッシュ型での広報はしたところであります。

○委員（徳永武次）樋脇のあそこで坪単価はどのぐらいなんですかね。場所によって違うと思うんですけど。大体、平均でいいです。

○財産マネジメント課長（下藺伸一）すいません、平均はないんですけれども、300万円ぐらいの販売価格で、単価でいきますと3万9,000円ぐらいですかね。

○委員（徳永武次）距離的には4キロから5キロぐらいですよ、永利との差が。あの辺で6万5,000円で売れるんですけど、売れない。単価がまだ高いんですかね。

○財産マネジメント課長（下藺伸一）坪で3万8,000円、3万9,000円とかその辺の値段ですので、今おっしゃったのからすると半分かかないぐらいですよ。

○委員（徳永武次）販売に一生懸命頑張ってください。お願いいたします。

○財産マネジメント課長（下藺伸一）はい。分かりました。

○委員長（坂口健太）その他御質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）質疑は尽きたと認めます。

以上で、財産マネジメント課の審査を終わります。

△行政経営課の審査

○委員長（坂口健太）次は、行政経営課の審査に入ります。

△議案第117号 薩摩川内市個人情報保護法施行条例の制定について

○委員長（坂口健太）まず、議案第117号 薩摩川内市個人情報保護法施行条例の制定についてを議題とします。

○行政経営課長（福元昭宏）議案の説明につきましては、議会資料で説明させていただきますので、行政管理部の議会資料の5ページを御覧ください。

まず、1の個人情報保護法改正の概要でございますが、デジタル社会の形成を図るためにデータの利活用と個人情報保護の両立が必要とされ、個人情報保護法が改正されております。

下の図を御覧ください。

改正前の現行は、対象となる国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体等ごとに適用法令等が異なり、個人情報の定義や取扱いルールが異なっていたものが、見直し後は個人情報保護法に一本化され、個人情報保護委員会の監視、監督のもと、統一的に制度運用され、地方公共団体の個人情報保護制度についても令和5年4月1日から施行されます。

下から6行目に戻ってください。

新しい個人情報保護制度では、一部条例に委任する事項があり、改正法の施行条例を規定する必要があり、現行の薩摩川内市個人情報保護条例を廃止し、薩摩川内市個人情報保護法施行条例を制定するものでございます。

また、改正内容を踏まえて、薩摩川内市情報公開条例及び薩摩川内市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正するものでございます。

次のページを御覧ください。

2の法改正後の個人情報保護制度における主な変更点について。

(1)の規律の対象では、改正後、市の実施機関から議会が除かれることになり、新たな条例を制定する必要があります。また、診療所については、運營業務について民間と同じ法適用となります。

(2)の漏えい等の個人情報保護委員会への報告義務について、個人情報の漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがあるときは、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務化されます。

(3)の個人情報ファイル簿の作成、公表について、行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、法所定の事項を記載した帳簿、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないとされており、現在、作成しているところでございます。

次に、3、法施行条例委任事項について。

(1)の開示請求に係る手数料及び(2)の開示決定等の期限、期限の特例については、現行のとおり。

(3)の審議会その他の合議制の機関の設置については、薩摩川内市情報公開・個人情報保護審査会を継続して設置する予定でございます。

○委員長(坂口健太)ただいま当局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(坂口健太)質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(坂口健太)討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(坂口健太)御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第128号 令和4年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長(坂口健太)次に、審査を一時中止しておりました議案第128号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○行政経営課長(福元昭宏)まず、歳出について、予算に関する説明書36ページを御覧ください。

2款1項1目一般管理費、行政経営課分マイナンバーカード利活用事業費について、鹿児島県最低賃金改定に伴う会計年度任用職員報酬等の増分でございます。

次に、44ページを御覧ください。

2款5項1目統計調査総務費について、人事異動に伴う職員人件費の調整分でございます。

次に、歳入について、23ページを御覧ください。

16款2項1目総務費補助金の17節マイナンバーカード交付事業費補助金は、先ほど歳出で説明いたしましたマイナンバーカード利活用事業に係る補助金でございます。

○委員長(坂口健太)ただいま当局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(坂口健太)質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第140号 令和4年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長(坂口健太)次に、審査を一時中止しておりました議案第140号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○行政経営課長(福元昭宏)歳出について、予算に関する説明書19ページを御覧ください。

2款5項1目統計調査総務費について、令和4年人事院勧告関連に伴う職員人件費の増分でございます。

○委員長(坂口健太)ただいま当局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(坂口健太)質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長(坂口健太)次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○行政経営課長（福元昭宏） それでは、委員会資料の5ページを御覧ください。

甌島区域組織体制見直し1年検証について。

まず、1の目的と経緯について、令和3年10月に甌島区域の組織体制を見直し1年を経過したことから、行政経営課と部局総括課の課長級職員で構成する行政調査プロジェクトチームにおいて検証を行ったものでございます。

2の検証結果について、まずは、広聴・広報機能の強化、本庁・支所間の連携強化、支所の権限強化を目的に配置した甌島振興局長の取組、運営状況については、管内地区コミュニティ協議会会長との情報共有のため、会長会議を年2回開催しております。

また、視察団及び県副知事訪問など市長代理で対応したほか、地域行事等へ参加し地域住民との交流を図っております。引き続き要望等に対する部局間調整、情報共有を図ってまいります。

次に、振り返り・成果については、工事権限の拡充により、甌島振興局で執行可能となった工事等が1年間で29件、執行額が5,949万5,000円を執行し、発注時間の短縮、住民サービスの向上が図られております。

また、庁内会議の政策会議において、毎月、甌島区域の状況報告を行い、取組等のビジョンを庁内での共有が図られております。引き続き振興局長を介して地域との連携、コミュニケーションを図ってまいります。

次に、甌島全域を統括することを目的に設置した甌島振興局長の取組、運営状況につきましては、管内の情報共有のために連絡会議を開催しております。

振り返り・成果については、技師の配置に課題があり、技師以外の職員配置も鑑みながら住民サービスの維持を図りたいと考えております。

次のページを御覧ください。

甌島全域を統括することを目的に設置した甌島振興局長の取組、運営状況については、申し訳ありません。引き続き甌島振興局長の取組、運営状況につきましては、甌マラソン大会を今年から実行委員会委員に甌島区域全地区コミュニティ協議会会長を加えて運営、開催、竜宮文化フェスタについても、甌島区域の全文化協会、地区コミュニティ協

議会会長を加え、統一イベントとして開催しております。

振り返り・成果につきましては、甌島区域での統一開催により島内の一体感の醸成が図られております。

次に、証明書発行や市税、水道料金の収納など一部の窓口機能を行う市民サービスセンターの取組、運営状況につきましては、住民が戸惑わないよう窓口で対応できる手続を分かりやすく表示したり、住民をお待たせしない取組としてマニュアル等を整備し、市民サービスセンターで完結できる業務を増やしたり、振興局からのリモートでの業務支援をするなど連携を図り改善を行っております。

参考に下の図表に窓口での処理件数の推移を掲載してありますが、里市民サービスセンターでは、4月の時期に件数が多くなっていますが、特に住民をお待たせすることもなく対応がとられています。

振り返り・成果につきましては、窓口の接遇改善を望む声が寄せられ、職員への接遇研修を行い、改善に努めております。引き続き、広く住民に利用されるよう市民サービスの水準を維持、親切、丁寧な住民対応に努めたいと考えております。

最後に、今回は見直し前から設置した行政調査プロジェクトチームにおいて検証を行ってまいりましたが、プロジェクトチームの設置期間が令和4年度末までとなっていることから、プロジェクトチームでの検討、検証はこれが最後になります。今後は甌島振興局長が主体となって、甌島振興局長中心に甌島区域を統括し、一体化を図ってまいりたいと考えております。

○委員長（坂口健太） ただいま当局の説明がありました。これを含めて所管事務全般について質疑をお願いいたします。

○委員（溝上一樹） 甌島区域の組織体制見直しの1年検証ということで、私も甌島に住んでいて、古川局長、地域行事等に市長の代理ということもあり、すごく積極的に参加されており、また下甌支所の支所長もやられていたということで、上だけじゃなくて下甌の住民とも休日も含めて、プライベートでもすごくコミュニケーションを取っていて、本当にありがたいと思っておりました。

そういう点もあるんですけど、住民に寄り添っ

た住民サービスの在り方、進め方ということで検証されたと思うんですけど、この検証結果に対して、局長の部分もなんですけど、情報共有を行ったとか、共有ができたとか、何かそういう文面がすごく多くて、具体的に共有をした後にどのような、小さなことでもいいので、対策があったのか、改善点があったのかというところを少しお聞きしたいんですけど。

○行政経営課長（福元昭宏） いろいろなところで改善等図られているんですけども、まず一つは、島内の中で新たに設置された市民サービスセンター、その中で職員のちょっと窓口対応がよくないということで住民の方から御意見を頂きまして、その声を頂きまして、すぐに局内で検討を行って、接遇のマニュアルを作成して、窓口職員のほうに研修を行ったりとかして改善を図っております。

そのほかに事務を改善することを目的に、今回、目的と問題点や課題の洗い出しを行っております。甑島区域の中ではちょっと13件ほど課題も上がっております。

そういう中で、やはり一番出てきた問題としましては、資料のほうにも書かせていただいておりますんですけども、やはり下甑島の技師の問題、現場等の対応について、即時性を求められた場合とか、職員の異動でちょっと住民をお待たせすることがあるというようなことが課題として上げられ、それに対する改善としては、技師を局に集中的に勤務させるのではなくて、いろいろ状況とか、現場の対応状況に応じて下甑に詰めたりとか、そういう改善等を図っているところでございます。

○委員（溝上一樹） 合併して16年ということで支所再編もあり、ここに取組、運営状況、また振り返り・成果とあるんですけど、これもう当たり前のことだと思うんですよ。今、今こういう、今度でプロジェクトチームも終わるということで少し残念なんですけど、振り返り・成果ということで、市民サービスセンター職員に接遇の研修とか、ちょっと住民は高級リゾートホテルの窓口なんかを求めているわけじゃないんで、逆に、じゃあ、悪かったのかというところで、何というんですかね、改善するべきところのレベルがすごい低過ぎるというか、もうちょっとこう、今のコミュニティとの連携だったり、これ通常のことであっ

て、これじゃあ、今までできていなかったのかというところで伺いたいんですけど、はい。

○行政管理部長（田代健一） 甑島振興局を設置した目的の大きな部分につきまして、島内で権限を持って、迅速な住民サービスができるような体制を取るということがございました。そういった中で甑島振興局、振興局長を置きました。この振り返りの中に書いてございますとおり、ここを出てきたメリットという分については、これまで各4支所、それぞれに支所長がいて、本庁と連絡を取りながら実施をしていた事業の中で、中でも各地域ごとのイベントとか、各コミュニティでやられていた分について、振興局長が一人の目で甑島全体を見ながら調整ができるようになったというのが大きなメリットであると思っています。振り返りの中にも書いてございますとおり、徐々にそういったイベントについての島内、甑一丸となってやるような体制づくりというのが徐々にできているところでございまして、また、サービスについても、それぞれ各支所の中でサービスの濃淡があったかと思えますけれども、そちらについて、サービスセンターになった部分もございしますが、支所長ではなく振興局長が全体を見渡しながら、こちらの支所、サービスセンターについてはこういうところが欠けているよとか、ここの部分が違っているよというようなものを調整しながら、よりよくしていくというような体制づくりができてきたかと思えます。

また、これまでの機構改革の中では、今回のプロジェクトチームもそうですが、本庁が上からそういった組織とか、組織の中での課題、問題点を本土から離島のほうに距離を置いて見直しを作業をしたりというようなことを行っておりましたけれども、今後につきましては、プロジェクトチームを解散すると言いましたが、これ解散ということはどうなるかという、そのプロジェクトチームが行っていた見直し等の業務を、甑島振興局長を中心に自ら行える体制づくりができたということで、より迅速なサービスの改善というのができるようになるかと考えているところでございます。

○委員（溝上一樹） では、ちょっとまた別の質問で、振興局長の決裁権が拡充されたということで、令和3年から10月スタートし、令和4年の9月執行実績額というのが上がっているんですけ

ど、これ逆に、その前の年は幾らだったんですかね。ちょっと比較したいんですけど。

○行政経営課長（福元昭宏） すいません。全体的なものではちょっとないんですけども、部分的なもので言いますと、耕地林務水産課所管の分で言いますと、予算ベースになります。前年比と比べて40万円ほど。あと予算的には、それほど前年度との差というものはちょっと出ておりません。執行権限が予算の枠の中で拡大したということで、今まで本庁に設計業務とか委託していたものを島内で完結できるというふうになっておりますので、その分、本庁との設計のお願いとか、委託をする部分の時間が短縮されて、早めの工事に着手できるということで、その分住民サービスが向上したというふうに考えております。

○行政管理部長（田代健一） 以前がどうだったかという、即決補修しか支所ではできなかった分について、この分の決裁権が1,000万円未満まで引き上がった分についてできるようになった分になりますので、ちょっと以前の1,000万円未満の部分で、本庁がやっていた金額というのは今、抽出していないので、また後もって、分かる範囲でちょっとお示しさせていただきたいと思います。

○委員長（坂口健太） よろしくお祈りします。

○委員（溝上一樹） すいません、ちょっとしつこいようですが、これも取組、運営で、甌マラソン大会、こういうのも規模が大きくなって、下甌と協力して規模が大きくなったと。竜宮文化フェスタも僕も伺ったんですけど、上甌、下甌島の出られる方が一緒になって一体感が、甌島の中で統一関係というか、島内の一体感が、統一化を図られたということなんですけど。

いいように書いてあると思うんですけど、これがあつたことによつて各地区の文化祭が全部なくなつてゐる実態があるんですけど、高齢者の方が文化祭行けなくなつたとか、その辺はどうお考えですか。

○行政管理部長（田代健一） また現状についての課題と今後については、振興局長のほうに直接説明してもらつたことにしたいと思うんですけど。

実際、その地域の文化というのは守つていかなければいけないところなんですけど、それぞれの地域において、担い手が減少しているという状況も現

実的にございますので、そういったものをある程度広げながら残していくというのも考えないといけないような状況も、もう発生してきています。

そういった中で、イベント開催地が遠くなつたりとか、そういった問題も同時に集約すると発生してきてまいりますので、そういった中で、従来どおり、地域の皆様が寄つてくれるような、ただけのような仕組みづくりというの、今後、そういった集約した中の課題等として解決していくものということで、引き続き検討していくことになろうかと思つています。そういう作業を地域振興局という現場の組織で、本庁のほうで遠巻きに検討するのではなくて、地域の住民の皆様と一緒に解決していただける、近いところにそういった権限を持った組織ができたというのは、まずは第一歩かと考えております。

○委員（溝上一樹） そうですね、住民に寄り添つた行政サービスの在り方、進め方について検討、改善を図つたとおっしゃるならば、この検証結果というのは、市民、住民というより各課団体の連携とか、そういう方向の色がすごい強く感じます。もうちょっと住民、根本的な住民の生活につながつた行政サービスの在り方というところをもうちょっと検討、また改善につなげていただきたいと思いますので、よろしくお祈りします。

○委員（屋久弘文） すいません、時間も回つていきますけど、2点お尋ねします。

今の説明の中で、取組のところ、市民サービスセンターで完結できる業務は増やすとかという表現もあるんですが、ちょっと職員の中から振興局、支所、市民サービスセンターの事務分掌がはっきりしないという分、そういう声もいまだに聞くので、本庁とのやり取りも含めて、そういった事務分掌的なものはちゃんと作つてあるのかどうかと、もう1点は、さつきと重なりますけど、ちょっと振り返りのところで読んでいて、ふーんと思つたんですけど、下甌支所における技師の配置については、技師以外の職員の配置も鑑みながらとかという表現があるんですけど。今も多分、振興局、下甌支所と行つたり来つたりしているんですけど、そうじゃなくて、しっかりと技師という、やはり下甌支所には配置すべきじゃないのかなと、即対応するためにも。そういうふうと思つ

ているんですけど、行ったり来たりする状態がいいのかどうか、そこら辺りを含めてちょっと回答を頂きたいと思います。2点、答弁願います。

○行政経営課長（福元昭宏） 今の一つ目の質問の事務分掌の部分ですけれども、この部分につきましては、ちょっと10月、11月に、職員のほうに事務に対する改善ということで、一応、甌島の振興局内、サービスセンターも含めてですけれども、課題等を出していただいております。その中で13ほど上げていただきまして、実際、グループ長と担当が島のほうに行きまして、ヒアリングを行って帰ってきました。やはり、事務分掌というもののほかに、事務的なものとか、見直し前から課題として残っていたものが、やはり継続して残っているものとか、そういったものもあります。

そういう中で、あと窓口業務の改善の部分も、やはりサービスセンターの中でできないとしていたものもヒアリングとかをいろいろ聞いている中で、できるんじゃないのかというところもありましたので、その分については、サービスセンター、あと振興局のほうの担当と確認を取りながら、リモートで対応できるというようなものは改善をするように図っております。

○行政管理部長（田代健一） 技師の配置について、私からお答えします。

たびたび出てまいりますけれども、特に土木技師、建築については甌島のほうには置いておりませんが、土木技師が庁内で絶対量が不足している状況がございまして、本土地域の業務につきましても、ある程度もう本土の、本庁の職員と支所の職員がある程度相互に連携を取りながらやっているような状況がございまして。甌においては、もうさらにその中で配置している土木技師の数自体が少ないものですから、どうしても固定的に位置を置いてしまうと、業務の繁忙期とか災害の度合い等によっては、それが逆に不効率になったりというところが出てまいりますので、この限られた土木技師を、できるだけ有効に仕事をしてもらえるようにということで、本来の土木の仕事をしている分、それから、それ以外の事務職とか他の技師でもできる仕事の部分というのを分けながら、配置を検討せざるを得ない状況にございます。

○委員（屋久弘文） 今答弁を頂きましたが、組

織再編して1年、今経過したところで、動きながらの、当然、修正点なんかもあって、それが住民サービスにつながるということはいいいことかなと思う。そこは思いますが。やはり、仕事をやる職員にとっては自分たちの仕事の範疇というのが分からないと駄目なので、やはり事務分掌等に明記をした上でやってもらいたいというのが1点。

それから技師配置については分かりました。技師の充足というか、技師の採用とかそういうことができれば、先ほど言ったように、できれば両方にいたほうが、ちょっと距離も距離感もあるので、即、住民対応という点を考えてもそのほうがいいのかなと思うので、その時点でまた御検討いただければと思います。要望です。

○委員長（坂口健太） その他御質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、行政経営課の審査を終わります。

ここで、休憩します。再開は、おおむね13時10分とします。

~~~~~

午後0時8分休憩

~~~~~

午後1時8分開議

~~~~~

**○委員長（坂口健太）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△スマートデジタル戦略室の審査

**○委員長（坂口健太）** 次は、スマートデジタル戦略室の審査に入ります。

△所管事務調査

**○委員長（坂口健太）** それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（坂口健太）** 質疑はないと認めます。

以上で、スマートデジタル戦略室の審査を終わります。

---

△選挙管理委員会事務局の審査

○委員長（坂口健太）次は、選挙管理委員会事務局の審査に入ります。

---

△議案第128号 令和4年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（坂口健太）まず、審査を一時中止しておりました議案第128号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（坂元久徳）それでは、第9回補正予算に関する説明書の42ページをお開きください。

歳出予算、2款4項1目選挙管理委員会費及び同項2目選挙啓発費は、新型コロナウイルスの影響により総会や研修会等が中止になったことから旅費等を減額しようとするものであります。

同ページ下段3目選挙費は、7月10日投票票の参議院議員通常選挙の執行額の確定に伴い減額をしようとするものであります。

次に、歳入予算について説明をします。

26ページをお開きください。

17款3項1目総務費委託金4節選挙費委託金で、参議院議員選挙委託金及び同選挙啓発推進事業委託金の確定により委託金を減額しようとするものであります。

○委員長（坂口健太）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△議案第140号 令和4年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（坂口健太）次に、審査を一時中止しておりました議案第140号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（坂元久徳）第10回補正予算に関する説明書の18ページをお開きください。

歳出予算、2款4項1目選挙管理委員会費は人事院勧告に伴い職員手当等の増額を行うものであります。

○委員長（坂口健太）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（坂口健太）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）質疑はないと認めます。

以上で、選挙管理委員会事務局の審査を終わります。

---

△会計課の審査

○委員長（坂口健太）次は、会計課の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（坂口健太）それでは議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）質疑はないと認めます。

以上で、会計課の審査を終わります。

---

△監査事務局・公平委員会事務局の審査

○委員長（坂口健太）次は、監査事務局及び公平委員会事務局の審査に入ります。

---

△議案第128号 令和4年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（坂口健太）まず、審査を一時中止しておりました議案第128号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○監査事務局長兼公平委員会事務局長（茶園勝久）それでは、予算に関する説明書の37ページをお開きください。

2款1項9目公平委員会費、事項公平委員会費につきまして47万2,000円を減額しております。これは、新型コロナウイルス感染拡大防止によります定期総会、研修会等の書面開催に伴う委員等報酬、旅費、食料費等と負担金等の減額によるものでございます。

続きまして、予算に関する説明書の45ページを開きください。

2款6項1目監査委員費、事項監査委員費につきまして25万6,000円を減額しております。職員手当等の減額と新型コロナウイルス感染拡大防止による定期総会、研修会等の書面開催に伴う旅費、食料費及び負担金等の減額によるものでございます。  
○委員長（坂口健太）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第140号 令和4年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（坂口健太）次に、審査を一時中止しておりました議案第140号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○監査事務局長兼公平委員会事務局長（茶園勝久）それでは、予算に関する説明書の20ページをお開きください。

2款6項1目監査委員費、事項監査委員費につきまして17万3,000円を増額しております。一般職の勤勉手当の引上げにより職員手当等及び共済費を増額するものでございます。

○委員長（坂口健太）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（坂口健太）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願

います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）質疑はないと認めます。

以上で、監査事務局及び公平委員会事務局の審査を終わります。

△秘書広報課の審査

○委員長（坂口健太）次は、秘書広報課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（坂口健太）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）質疑はないと認めます。

以上で、秘書広報課の審査を終わります。

△企画政策課の審査

○委員長（坂口健太）次は、企画政策課の審査に入ります。

△議案第112号 薩摩川内市甌ミュージアム条例の制定について

○委員長（坂口健太）まず、議案第112号薩摩川内市甌ミュージアム条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○企画政策課長（下門隆嗣）未来政策部議会資料の2ページになります。

1、制定の理由でございますが、甌島を中心とする自然史に関する資料の収集、保管及び展示、調査研究等を通して、自然の生い立ちや郷土の豊かな自然環境に関する市民の教養を育み、学術及び文化の発展に寄与するため、薩摩川内市甌ミュージアムを設置しようとするものでございます。

2の概要でございます。（1）名称、薩摩川内市甌ミュージアム、（2）位置、薩摩川内市鹿島町藺傘田1457番地の10、現在の鹿島サービスセンターでございます。

3、開館等でございますが、開館時間につきましては、類似施設と同様、午前9時から午後9時

までとしております。(2) 休館日でございますが、原則水曜日、及び12月29日から翌年1月3日までの日。

4、薩摩川内市甌ミュージアム運営協議会ですが、(1) 目的としまして、運営、展示活動についての協議を行うもの。(2) 定数としまして、10人以内。(3) 任期、2年としております。

5、施行期日につきましては、令和7年4月1日。附則において、別途準備行為のための期間を設けることとしておまして、令和7年1月1日としております。

6、入館料でございますが、(1) 市民につきましては、ア、大人250円、イ、学生につきまして150円、ウ、小・中学生については無料としております。乳幼児は無料でございます。

(2) 市民以外としては、ア、大人500円、イ、学生は300円、ウ、小・中学生は250円としております。また、団体割引、年間入館券についても別途規定してございます。減免についても、規則において他の市の施設と同様規定しております。

7、使用料でございますが、施設内に会議室と学習室等がございます。2階会議室につきましては、時間貸しで1時間当たり140円。3階学習室も同様の140円でございます。このほか、3階多目的ホール、2階企画展示室等がございます。そちらにつきましては250円、2階企画展示室は70円としております。

8の今後の予定でございますが、後ほど委員会資料にて御説明させていただきたいと思っております。

9の位置図でございます。甌ミュージアムは、先ほど申しあげましたとおり、サービスセンターのところの敷地のところで位置図を示してございます。

続きまして、総務文教委員会資料の3ページ、議案関連資料をお開き願います。

甌ミュージアムの設置に向けた取組状況につきまして、(1) 経過と今後の予定として、令和3年度から工事着手、令和4年度、現在でございます。改修工事1階部分等を実施中でございます。令和4年5月26日に、仮称でございますが、甌ミュージアム運営協議会を発足いたしました。任意の団体でございます。第2回は、令和4年9月7日に開いております。本12月議会において設

置条例の議案上程をいたしております。令和5年度、改修工事として、1階の一部分と展示ホールと2階部分、令和6年度、3階部分の改修工事を行うこととしております。一部閉館をしておりますが、鹿島市民サービスセンターの機能は従来どおりとしております。令和7年度、全館オープンを目指して整備を進めてまいりたいと思っております。

(2) 平面図ですが、4ページに1階部分の改修前後、5ページに2階部分の改修前後、6ページに3階部分の改修前後の平面図を添付しております。

○委員長(坂口健太) ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員(屋久弘文) 二、三、お尋ねをします。

条例の施行日が令和7年4月1日、あと改修工事は現在もやっていて令和5年度も令和6年度もやる。そういうことを考えると、今回の条例提案というのは早い気がするんですが、今回条例を提案しなければいけなかった理由というのを一点お尋ねしたいと思っております。

それから、もう一点は、下の条例も全部読んでみましたけれども、入館料が500円、先ほども説明もありましたが、入館料が高い気が自分なりにはしています。入館料決定に当たって、先ほど、仮称の甌ミュージアム運営協議会とか、そういうのを発足されて協議をされていると思うんですが、多分、地域住民とか有識者とかそういう方々を入れているんでしょうけど、メンバーには、この入館料について、そういった方々、協議会の委員の方々からの何か意見等はなかったのか。

しっかり読んでみますと、主たる目的が市民の教養を育むことや学術、文化の発展に寄与するというふうになっていますけど、そういったことよりは多分観光客の誘客なんかが大きな目的なのかなど思っているんですが、であれば、安い入館料で多くの方々に入館をしてもらおうほうを選んだほうが私はいいと思うんですが。

入館料を、条例提案前からですが、見直す考えはないのか。あるいは入館料を見直さないんだったら、入館をされた記念になるような品を帰っていただくときに出すとか、そういったことも考えられないのかどうかというあたりをちょっとお尋ねをしたいと思っております。

**○企画政策課長（下門隆嗣）** 1点目の条例等の提案につきまして、まず、令和7年度の全館オープンにおきまして、来年度、令和5年度から甌ミュージアムという施設名を用いて周知広報、営業を図りたい。営業活動をやっていくことで開館に向けて準備を整え、甌島振興の気運を高めたというふうな考えでございます。

2点目の入館料につきましては、有識者会議でも意見は出しましたが、入館料の大きな要因として市内施設の入館料を参考にさせていただいております。もう一つ、九州内の類似施設、具体的には御船恐竜博物館、熊本県でございます。この入館料500円、長崎市の恐竜博物館500円というのを参考にさせていただいたところです。市内の施設は、せんだい宇宙館でございます。

何か、プレミアムといいますかインセンティブをとということですが、その点につきましても、今現在、学芸員とも話をしているところであります。ダムにおいてはダムカードとかいろいろありますけど、ミュージアムカードの創設とかというのは学芸員のほうからも提案はあったところがございますので、今後検討してまいります。

**○委員（屋久弘文）** 条例の可決を急がないといけない理由というのはよく分かりました。

入館料については、私も以前いろんな施設の担当をしていたことがあるんですが、収支は度外視して造っている施設が、市内はもうほとんどじゃないかなと。例えば500円を1万人来やっても500万円なので、そこに従事する職員の人件費を払えばもう元はない。それに補修費であったり、光熱水費なんかの維持関係の経費を計算すれば、もう最初から収支は取れない施設なんだろうと思いますので。

できれば、私はもう入館料を下げてでも多くの方に入っていただくほうがいいのかと。そして、それがもう条例提案後だから無理なんだったら、さっき言ったカードなんかで補うとか、そういったことは考えるべきでないかな。甌島を観光のメッカとして売り出す中で当然重要になってくる施設だとは思っているので、そこら辺りもぜひ今後、まだ始まるまでには時間もあると思うので、検討いただきたいなと思います。要望です。

**○委員（新原春二）** 具体的なものについて提起

はされているんですけども、熊本県もミュージアムは非常に大きな動く恐竜が展示をしてあるわけです。そういう意味では、鹿児島県からも相当入っているという話を聞いていますし、私の孫なんかも、わざわざ熊本県まで見に行くということがあって、子どもたちには非常に喜ばれているものですよ。そういった意味では、甌島にそういうものができるということは非常に歓迎をするわけです。

ただ、甌のミュージアムについて、最終的にどういうものができていくのか。今、これを見た場合には、1階には二スペースあって、今展示をされているあれをそのまま置かれるんだろうと思いますけども。福井県にもありますけども、今動く恐竜が非常に子どもたちから喜ばれているんです。そういうものも将来的に設置をされる予定なのか。動くものは500円で、動かないものも500円じゃ、ちょっと割に合わないかな。しかも、島にわざわざ船のチケットを買って行かれるわけですので、そこら辺の整合性がどうなのかと、私もこの500円にはちょっと疑問があるわけですけども。そこ辺の将来的な展望です。令和7年に最終的にスタートするわけですけども、そこら辺の恐竜の展示の仕方、そこら辺はどんなふうと考えていますか。

**○企画政策課長（下門隆嗣）** 御指摘の部分ですけれども、展示ホールにつきましては、今ある骨格標本でありますとか、肉食のそういった標本についての展示を想定しております。また白亜紀の地層的なところもございまして、貴重な地層の関係の展示とかというのも想定しております。

1階部分は展示スペースのところも設けてございまして、このところにも、左側の部分になるんですが、そちらのほうにも幾つかの標本を置いて、また2階のほうにも展示予定でございます。回遊性のある展示の仕組みとか、恐竜のときからいた哺乳類の化石とか、いろんな貴重なものが出ておりますので、そういったものを展示しつつ、こういう甌ミュージアムの価値観を高めて、観光客の誘客に努めてまいりたいと思います。

**○委員（新原春二）** 観光客もそうなんですけども、やっぱり学術的な部分と、やっぱり子どもの遊びの部分と、きちんと分けられないかなのじゃないかと思うんですよ。学術的なところを標本を置

いても、子どもたちは石ころが転がっているぐらいしか思わないので、そこら辺の区分けをきちんとし、子どもを呼べる、もちろん学術的な標本がありますから、もちろんそれもするという、二本立ての区分けをきちんとしたほうがいいのではないかと私も考えますので、そこら辺はまた考慮されて、設置については御検討いただきたいと思えます。

**○委員（福田俊一郎）** 甌ミュージアムについては、これまで準備室を設けて、文化課で推進してきたところでした。今回、条例の制定の案件がこうして議案を出してこられたのは企画政策課ということになっておりますけれども。

ここで確認をしたいのは、まずは、今回の甌ミュージアムについては、これは公立博物館として位置づけて、今回条例の提案をされたのではないかなというふうに思うんですけれども、そこら辺のところはどうなんでしょうか。

**○企画政策課長（下門隆嗣）** 博物館法に基づくミュージアムかどうかということの御質問だと思いますが。

こちらの博物館に法律上の登録博物館という制度がございます。こちらについては、完成と同時に登録できるようなものではございませんが、実際の運用状況を見た上で登録されるかどうかというのがあります。それと、この博物館法上の登録博物館を、このミュージアムは目指してまいりますので、完成時にはまだ登録博物館ではございませんが、運営をうまく生かして、軌道に乗らせて登録博物館を目指してまいりたいと思えます。

**○委員（福田俊一郎）** そうしますと、当分は企画政策課で運営をするというふうに聞こえるんですけれども、将来的に登録博物館として運営をするのであれば、博物館法にのっとって、当然、公立博物館として県の教育委員会に登録をしなければいけません、本市の主体も教育委員会ということになってくるわけですね。そうしたときに、博物館に登録できるかどうかというよりも、運営のほうも教育委員会のほうで随時やっていくほうがいいのではないかなというふうにも思うのが一つ。

先ほどから入館料についてもいろいろ意見が出ておりますけれども、博物館法にのっとって運営をするのであれば、この入館料については、博物

館法の第23条のほうですけれども、これは入館料その他の博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならないというふうになっているんです。ただし書があって、博物館の維持運営のためにはやむを得ないというふうにも書いてあるんですけれども。将来的に、本来のそういう博物館という形で運営を行うということが念頭にあるのであれば、当分入館料も取る必要はないんじゃないかなというふうに思ったりするところですが、この辺はどのように考えておられますか。

**○企画政策課長（下門隆嗣）** 入館料の関係から私のほうでお答えさせていただきます。

入館料につきましては、議員の御指摘のとおり、ただし書の運用、金銭的な利益を目的とすることではなく、維持管理のためにやむを得ない場合はこれを徴収できるとありますので、こちらのほうを私どもは適用いたしまして、他の施設もほとんど徴収してございます。そういった観点から500円を設定させていただきました。

**○未来政策部長（古川英利）** 所管につきましては、実は今内部で検討しております。これまでの準備の関係で、甌はひとつ推進室でやっていたのを企画でして、今準備をしているという状況です。

福田委員のおっしゃるような視点と併せてなんですけれども、今、我々、観光の部分もやっぱり重視しないといけないということで、文化スポーツ課も一つの想定としておりまして、この条例をお認めいただいた後は、どこが一番望ましいかというような庁内の調整はしていきたいと思えます。

**○委員（福田俊一郎）** 将来的に博物館法にのっとって運用していくという目標があるのであれば、教育委員会関係なのかなというふうにも思うわけですが。

いずれにしても、そのハードル、あるいは大体期間的にいつ頃を考えておられるのか。もし、期間的にではなくて入館者数によりますということであれば、その辺の数値目標とか、そういったところはどのように考えておられるのかを答弁を頂ければと思えます。

**○企画政策課長（下門隆嗣）** 入館者数の目標でございまして、まず1万人を目指してまいりたいと思っております。昨年が5,600人ということで、準備期間のときがそうございまし

た。1万人を目指してまいりたいと思います。

博物館の登録時期でございますが、現在の仮称の運営協議会の中にも有識者、国立科学博物館の副館長さんとかいらっしゃいますので、その人たちの助言を頂きながら、なるべく早く目指してまいりたいと思います。

○委員長（坂口健太）その他、御質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

△議案第128号 令和4年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（坂口健太）次に、審査を一時中止しておりました議案第128号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○企画政策課長（下門隆嗣）まず、歳出でございます。予算に関する説明書37ページになります。

2款1項6目企画費は、1番上段の丸、定住促進対策事業費の使用料及び賃借料は、移住交流フェア等における会場使用料の値上げ等により増額したものでございます。

次に、歳入となります。予算に関する説明書は25ページになります。

17款2項1目5節電源立地地域対策補助金であります。県からの移出県相当部分及び周辺相当部分の補助金の交付決定により増額調整したものでございます。

次に、33ページになります。

22款5項4目1節雑入は、公益社団法人日本離島センターからのイベント事業助成金の増額に

よるものでございます。

○委員長（坂口健太）ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（坂口健太）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○企画政策課長（下門隆嗣）未来政策部委員会資料の7ページをお開きください。

鹿児島県離島振興計画の改定について報告いたします。

（1）改定の経緯でございますが、先月、第210回臨時国会におきまして、離島振興法の一部を改正する法律が成立いたしました。令和5年4月1日に施行、令和5年3月31日までの10年間延長されることとなりました。こうしたことから、同法に基づく鹿児島県離島振興計画の策定作業が現在進められております。

なお、この振興計画は、鹿児島県が策定するものであり、基本的方針と離島ごとの地域別計画で構成され、甑島地域離島振興計画につきましては、本市の意見が提出できる制度となっております。

（2）計画期間でございますが、先ほども申し上げましたが、令和5年度から令和14年度の10年間でございます。

（3）計画改定スケジュールですが、あくまでもこれは現段階の予定でございます。令和4年12月から令和5年1月にかけて、県から市町村へ意見照会がある予定です。県の計画案をもって意見照会がある予定でございます。令和5年2月頃にですが、県による振興計画のパブリックコメントを実施する予定です。令和5年4月頃、振興計画の改定、決定と聞いております。

（4）法律の主な改正内容でございます。医療につきましては、ア、医師の確保等の医療充実について特別の配慮。交通通信の分野では、イ、高度情報通信ネットワークの充実について特別の配慮。介護福祉につきましては、ウ、介護の担い手確保について配慮。産業振興につきましては、エ、

場所に制約されない働き方の普及。就業促進につきましては、オ、高齢者の就業促進に。生活環境整備につきましては、カ、定住促進に関する空き家活用。教育につきましては、キ、離島留学、遠隔教育。エネルギーにつきましては、ク、再生可能エネルギーの利用推進施策の充実や地域の実情に応じた再生可能エネルギーの活用。防災につきましては、ケ、事前防災、減災等に関する国土強靱化。また、新設されました感染症発生時等について、コ、感染症が発生した場合における住民生活の安定、福祉の向上というものは改正のポイントでございます。

上記改正内容を踏まえまして、鹿児島県が計画に定める事項として搭載されるものと思われま

す。今後、このタイトなスケジュールではございますが、市町村に意見照会が付されたときには、検討し、計画の反映についての意見を付してまいりたいと考えております。

**○未来政策部次長（東部担当）（鬼塚雅之）** 物価高騰対策支援給付金の支給状況等について、口頭で報告をいたします。

まず、確認書の発送件数が4万6,206件、確認書の郵送・ウェブによる手続件数が2万5,957件、支給件数が9,270件、支給金額が4,635万円であります。

この今報告いたしました支給分は、非課税世帯への価格高騰緊急支援給付金の5万円と合わせて手続を行ったものでございます。

課税世帯への物価高騰対策支援給付金の5,000円につきましては、今月22日木曜日に支給を開始する予定であり、その後も確認手続が完了し次第、順次支給を行ってまいります。

なお、支給は原則毎週木曜日としておりますが、年内は臨時的に27日火曜日にも支給を行う予定であります。

**○未来政策部次長（甑島担当）兼甑島振興局長（古川 誠）** 私のほうからは、午前中に行行政経営課の所管事務調査の中で、溝上議員のほうから御質問がありました甑島竜宮文化フェスタが開催されましたけれども、地区の文化祭が開催されないことについてどう思うかということの質問だったかと思うんですが。

甑島の大橋が令和2年に開通いたしまして、甑島島内で買物だったり経済的な交流は進んでいく

中で、甑はひとつの意識の醸成を図る何か新たなイベント、交流イベントはないかということで、地区のコミュニティ会長様方から意見を伺いまして、そのときに出た交流イベントが、今年、公認コースとなりました甑マラソン大会、それからもう一つが先ほど御質問にあった甑島竜宮文化フェスタでございました。

コロナ禍で今年の開催も危ぶまれた中で、コロナ対策を行いながら、なかなか地元の方々の郷土芸能を披露する場がないということで、そういう中では、今回のこの甑島竜宮文化フェスタを統一イベントとして、コミ協の会長様方から地元の方々の意見としてこの二つのイベントが開催されたと思われま

す。なかなかコロナ禍で郷土芸能を地元の方々も披露する場がないということでは、この甑島文化フェスタが下甑で今年開催されましたけれども、上の里のほうから、それから上甑のほうから郷土芸能も参加いただきまして、下甑の住民の方々も初めて見た方もいらっしゃるんじゃないかということがあります。そういう中では非常によかったかと思いますが。

それに伴いまして、地域の文化祭が中止ということにつきましては、なかなかそこを我々も止めるといいますか、阻害するわけではございませんが、地域の皆様方が、そういう郷土芸能の方々がその文化祭を開催することによって披露する場が増えれば、今後もやっていただければいいかなと思うところです。

例を言いますと、上甑地域におきましては、今年はされなかったんですが、この竜宮文化フェスタが来年以降、今年の下でやりましたけど、来年は上甑島のほうで行うという持ち回りということで開催されるような話を伺っておりますが、上甑では、下甑であるときには上甑の文化祭を開催して、上甑であるときにはもうその年は文化祭を開催しないというような動きもあるようですので、そこは地元の方々が、ぜひ郷土芸能を披露する場、継承者がいない中では披露する場をつくってあげて、開催していただければいいのかなと思うところです。

**○委員長（坂口健太）** ただいま当局から説明がありましたが、これを含めて、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（溝上一樹）今、古川局長のほうから説明いただきました。甑島、高齢者も増えて、人口も減っている中で、各地区で文化祭を実施するのも当然難しいと。その大きな要因としては、やっぱり支所がサービスセンターになって行政の力がもらえないという背景もあると思うんですけど。時代の流れといいますか、また新しいこのような竜宮フェスタも開催されたことで、また新しい文化だったりそういうのができていくと思っておりますし。

古川局長に関しましては、日頃から島内の行政サービスに御尽力いただいて、私も個人的にはすごいありがたいと思っております。

けど、ちょっと話は変わるんですけど、再編後の質問はしていいんですかね、局長に対して。今回の支所再編後の検討会の内容を見ても、どうしても住民に身近な行政サービスと言っている割には、全然中身が住民寄りではないのかなとすごい感じたところで。

この中にもあった、ちょっと島民からも意見要望があったということで、その要望や意見の中身と、また、あとそれに対してどのように対策を実施して改善されているのか、今現状、そこと。

局長に聞きたいんですけど、今現在の振興局が本当に高齢者等に対する配慮がしっかりできているのか、サービスセンターも含め、ちょっと局長の見解をお伺いしたいと思います。

○未来政策部次長（甑島担当）兼甑島振興局長（古川 誠）今御質問いただきました。振興局ができてから1年たちます。その間、最初、開設した時期には、いろんな要望、職員に対する挨拶が足りない旨というような要望等もありましたけれども、少しずつではありますけれども、できるサービス等も、今日の午前中の質問の中で回答した部分もあるかと思えますけれども、我々もいたしましては、少しでも住民の立場に立って、局に足を運ばず、サービスセンターでできないものはリモートで行ったりとかして改善してきているつもりではありますけれども、まだまだ、当初に比べればそういう要望は減ったと思えますけれども、まだそういう意見も、時たまは聞いたりしますので、それに向けては、また努力して改善できる部分は改善していきたいと思っております。

○委員（溝上一樹）ありがとうございます。局長は、島民からの評価もすごい高くて、すごい信頼されていると思いますんで、けど優しいだけじゃ駄目だと思うんですよ、職員に対して、上司として。その辺で、振興局、今回、もうちょっと、簡単なことだと思うんです、正直なところ。高齢者が、足の悪い方が来られたらちゃんと入り口まで手を添えてついていってあげるとか、そういうところを島民はすごい見ていると思うんです。ただ業務だけの問題じゃなくて、その優しさだったり思いやり、そういうところから感謝とか芽生えて、その行政の評価にもつながってくると思いますので、古川局長、人気があるんで、さらによりしくお願いします。

○委員（溝上一樹）すみません。甑ミュージアムの件でちょっと聞きたいことがあるんですけど。

鹿島の集落の道路、ミュージアムまでの、ここ狭いと思うんですけど。大型車とか、これが多額の予算をかけて、長期の時間をかけて改修されたら、これから甑島の観光のメインになってくるのかなとも、一島民としても感じているんですけど。この辺の観光バス等の通りにくいとかの問題が多分あると思うんですけど、この辺の対策等は進んでいるんですか。

○企画政策課長（下門隆嗣）現状の狭い、狭隘な部分の道路は認識しているところでございますけれども、今後の検討といいますか、研究の課題的なところとしては認識しております。

○未来政策部長（古川英利）甑ミュージアム自体の最初の計画をつくるときに、その場所の適性、鹿島支所がいいのかどうかという議論のところで、そのアクセス性が問題になったこともありました。

あと、観光の部分で言うと、大型化している中でも23人乗りですかね、25人乗りの中型バスは今も対応しているんですけど、あとは、実際は町歩きとか併用しながらしたらどうかとかいうのは、アイデアベースでは今までは出てきたところでございます。

全面開業してから、大型車がばんばんより立ち寄るような状況になればちょっと対応も必要かと思うんですが、現時点では、周辺の家の状況とか、お寺さんの状況とか、そういうのを踏まえると、新しい道路の整備とかいうところまでは行ってい

ないところです。

○委員（溝上一樹）すみません、あと1点、離島振興計画の改定についてちょっとお伺いしますが、法律の主な改定内容でちょっとすみませんけど、高度情報通信ネットワークとか、場所に制約されない働き方の普及とか、遠隔教育とかちょっと具体的に教えてもらえませんか、どのようなことなのかなという。

○企画政策課長（下門隆嗣）私どもで把握している範囲でお答えいたします。

高度情報通信ネットワークにつきましては、現在も甌島では光が入っておりますけど——民間活用により入っておりますが、そういったものの活用でありますとか、具体的なところでいきますドローンの活用とか、そういったI o T技術の活用といったところになろうかと思えます。

あと、場所に制約されない働き方でしたが、こちらの方はワーケーションとか、今、甌島でも「しまとりえ」とかありますけども、そういった部分の活用などというふう聞いております。

○委員長（坂口健太）その他質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）質疑は尽きたと認めます。

以上で、企画政策課の審査を終わります。

---

△コミュニティ課の審査

○委員長（坂口健太）次に、コミュニティ課の審査に入ります。

---

△議案第113号 薩摩川内市ゴールド集落活性化条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（坂口健太）まず、議案第113号 薩摩川内市ゴールド集落活性化条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

○コミュニティ課長（田中英人）議案つづり、その1の113—2ページを開きください。

提案の理由につきましては、本会議におきまして未来政策部長が説明いたしましたが、現行の条例は時限立法であり、令和5年3月31日で失効

いたしますが、現在、同条例をはじめ自治会組織制度の見直しを行っており、自治会組織の再編、交付金、補助金制度の見直し、地区コミュニティ協議会と自治会の連携強化等の見直しも着手しているところでございます。

また、本年10月からは、第5期地区振興計画の策定にも各地区コミュニティ協議会を中心に、改定に向けた協議に入られているところでございます。

このことから、現行の制度を1年間延長し、令和6年3月31日とするものでございます。

○委員長（坂口健太）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

△議案第128号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（坂口健太）次に、審査を一時中止しておりました議案第128号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○コミュニティ課長（田中英人）予算に関する説明書の36ページを開きください。

2款1項2目秘書広報費、事項、文書発送事業費で、補正額は報酬の8,000円の増額でございます。これは、会計年度任用職員の最低賃金の改定による増額でございます。

続きまして、説明書の38ページをお開きください。

2款1項15目コミュニティ費、事項、自治会育成費で、補正額は委託料の27万5,000円の減額でございます。これは、自治会管理システ

ム改修業務委託契約の実績による減額でございます。

続きまして、同目内、事項、コミュニティ推進費で、補正額は火災保険料の317万2,000円の減額でございます。これは、市民活動災害補償保険料の実績確定による減額でございます。

○委員長（坂口健太）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口健太）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（坂口健太）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○コミュニティ課長（田中英人）委員会資料の8ページをお開きください。

第17回薩摩川内市生涯学習フェスティバルについてでございます。

子どもから高齢者まで、市民がいつでもどこでも自由に学べる生涯学習の実現による、地域力向上を目指すことを目的に、令和5年2月12日に市総合運動公園内サンアリーナせんだいで開催されます。

テーマは「笑顔でつながる輝く未来！」とし、基調講演等六つのセクションで開催し、地区コミュニティ協議会からも自主学級やコミュニティマーケット等の出展がございます。

基調講演は、KTSのタレントの乾き亭げそ太郎氏を招き、講演をいただきます。

また、男女共同参画推進に関わるイベントとしてひとみらいセクションを設け、セクションでは、ウクライナ出身であり、日本で社会起業されたアンナ・クレシェンコ氏を招き、女性活躍につながる講演をいただく予定でございます。

次に、9ページをお開きください。

ひとみらいセミナーの実施状況予定でございます。

男女共同参画推進・女性活躍推進・出会い応援事業イベント等について、実施実績や予定を記載してございますので、お目通しください。

また、中学校を対象にした出前講座や事業所等を対象にした出前講座も随時実施しており、実施状況は記載のとおりでございます。

なお、記載にはございませんが、来月11日には、職員を対象に職員研修の実施を予定しております。

○委員長（坂口健太）ただいま当局の説明がありました。これを含めて所管事務全般について質疑を行います。御質疑願います。

○委員（山中真由美）男女共同参画推進事業で中学校の出前講座、令和4年度は6校を予定とあるんですけど、これは開催されたということでしょうか。

○ひとみらい政策担当課長（松田明美）今年度の中学校への出前講座6校につきましては、今現在4校が終わりまして、来週2校を実施して6校が終わるという状況でございます。

○委員（山中真由美）それはコロナの状況とかで延期になったりとかしたという理由でよかったですか。

○ひとみらい政策担当課長（松田明美）これは各中学校のほうに実施の要望調査を行って、中学校のほうの授業の中で取り組んでいただく、時間を設けていただくものでございますので、大体何月のいつ頃実施をされたいという御要望と講師の日程を調整して日程を決めておりますので、学校の要望で決まった日程が今12月現在で4校既に終わっていて、あと2校がこれから後実施するというふうな形になっております。

○委員（山中真由美）私、以前、この中学校の出前講座のセミナーの件に関して、講座の内容が政治批判であったりとか、政治団体のような発言があるようなセミナーの内容にちょっと偏ってきているという意見を出させてもらったんですけど、それからその後、講師の方が変わったりとか、セミナーの内容が変わったりとか、改善になったりとかされたんでしょうか、お聞かせください。

○ひとみらい政策担当課長（松田明美）この中学校の出前講座につきましては、自己肯定感を高めながら人との違いを認め合って、互いに協力し合いながらいろんなことを実施をしていくといえますか、子どもたちの自分を見つめるような講座の内容ということで、中学生を対象とした講座の内容、学びの講座になっておりますので、この

講座につきましては、例年どおり、今年も同じ内容で実施はいたしております。

議員のほうから今言っていた内容と、ちょっと子どもに対しての政治的なのというようなところは含まれていないというふうに判断をいたしております。

○未来政策部長（古川英利）委員の御心配された事案につきましては、直接講師にやめてくれということで申入れはしております。

○委員（大田黒 博）ちょっと以前からお願いをしておりました秘書広報課とも重複するんですが、コミュニティ課所管で質問したいと思いますが、この自治会の会員を抜けている方々に市の広報が行かない、広報紙が行かないということの問題がありまして、以前からお願いをしておったんですが、市内で約1万部ですか、ここにぜひ広報が行き渡るようお願いしとったんですが、宿題になっていると思うんですが、少し進み具合を確認したいと思いますが。

○コミュニティ課長（田中英人）大田黒委員から以前あった問題につきましても、こちらのほうでも検討をさせていただきながら、今現在、令和5年度の予算要求の中にも盛り込む形で、広く周知ができるような形で要求をさせていただいているところでございます。

○委員（大田黒 博）ありがとうございます。ぜひ、高齢者含めて自治会というところを抜けますと、市の情報等を含めて情報が行かないというのがありました。ありがたいことですので、いつ頃どういう形になるのか、またその辺を市民の皆さんに広報していただければありがたいのかなと思っております。

○未来政策部長（古川英利）いずれにいたしましても、自治会制度の存続問題と地区コミュニティのやっぱりそれをカバーする支援の在り方、これをどう制度化するかというのは自治制度の今見直しの中での大きな課題でもあります。

課長のほうから今具体的な予算の話もあったんですが、予算的なことも含めてなんですが、今後、自治会が存続できなくなった場合を我々はどう捉えて、どう地区コミュニティと一緒に対応していくかということを含めて検討させていただいています。

○委員（屋久弘文）1点だけ、フェスティバル

についてですけど、今回はひとみらいセクション、新たなセクションを設けて期待しているところですけど、参考まででいいんですが、この乾き亭げそ太郎さんという人の講師謝金はどのくらいですか。

○コミュニティ課長（田中英人）ちょっと具体的な金額はまだ決めていないところですけども、今交渉をさせていただいて、げそ太郎さんを今回講師にした部分も、本人のお母様というか、御両親が薩摩川内市出身でもありますし、今いろいろな形でグルメライターであったりとか、FMさつまさんだいのほうでも出ていただいております、広く薩摩川内市のPRも県内でもしていただいていることから、さらにあと、一昨年亡くなりになりました志村けんさんの長く付き人をされていらっしゃって、そこの話もうまく盛り上げていただくということで、今回お願いしたところでございます。

○委員（屋久弘文）金額が出てこなかったのが次が出ないんですけど、私が担当している頃、80万円とか100万円とかそういった講師の委託料だったかと思うんですが、極端に削られているという話も聞いているので、このフェスティバル自体は1万人とか1万5,000人とか来場者もある大きなイベントなので、それに合わせて集客力のある講師を呼んでもらいたいなという思いもあるので、今年の予算について執行も間近だろうと思うので、来年度以降、財政に相談をされて講師謝金を増やしてもらうような努力をされたほうがいいのかと要望しておきます。

○委員長（坂口健太）その他御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）質疑は尽きたと認めます。

以上で、コミュニティ課の審査を終わります。

ここで、教育総務課及び学校教育課の審査に入る前に、午前中の行政経営課の所管事務調査について、行政経営課より追加での答弁があります。

○行政経営課長（福元昭宏）午前中の溝上委員の質問の中で回答できていなかった分についてお答えさせていただきます。

質問の内容は、振り返りのところの所管事務調

査の中の甌島区域組織見直し1年検証の中の振り返り・成果のところ、局長権限の拡充により前年と比べてどのような推移があったのかという御質問でしたけれども、全体的な工事委託に関する甌島区域内での予算配当については、見直し前後では変わりはありません。

この権限の拡充につきましては、権限拡充前は執行伺の本庁主管課長に決裁を仰いでいた分、その分が局長権限で決裁ができるようになりました。それが資料のところを書いてあります、令和3年10月から令和4年9月までの執行実績ということで、5,949万5,000円、29件ありましたけれども、この分が純粋にその拡充分の件数になります。

これにつきましては、見直し前も同様な件数、同様な金額で発生していたということで、ここに書いてある数字がそのまま見直しによって権限拡充により執行された分になります。今後も同じような数字と金額で推移していくものと考えております。

○委員長（坂口健太）ただいま行政経営課から答弁ありましたけれども、追加で御質疑ありませんか。

○委員（溝上一樹）御説明ありがとうございます。ということは、この振り返り・成果、局長の決裁権限が拡充により工事が1,000万円とか未満とか書いてあるんですけど、これはどちらかというと金額じゃなくて、スピード感を持って対応できるようになったという解釈でよろしいですか。

○委員長（坂口健太）よろしいですか。では、答弁ありがとうございました。

以上で、行政経営課を終わります。

---

△教育総務課・学校教育課の審査

○委員長（坂口健太）次は、教育総務課及び学校教育課の審査に入ります。

---

△議案第118号 薩摩川内市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（坂口健太）まず、議案第118号 薩摩川内市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（大濱浩一）議案つづり、その1、118—1ページをお開きください。

八幡幼稚園、いりき幼稚園及び祁答院幼稚園を廃止しようとするものです。

3幼稚園は、入園児がなかったことから令和2年4月以降休園しており、令和4年度においても新入園の希望がなかったことから、各地区コミュニティ協議会へ説明し、同意の上、廃止するものです。

議決を可決いただいた場合は、県教育委員会に廃止届を提出の上、閉園後の施設につきましては、地区コミュニティ協議会等の地域の理解を得ながら、有効活用を図りたいと考えております。

○委員長（坂口健太）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）討論はないと認めます。

これより採決します。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第128号 令和4年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（坂口健太）次に、審査を一時中止しておりました議案第128号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（大濱浩一）第9回補正予算書の68ページを御覧ください。

10款1項2目事務局費の説明欄、事務局管理費の増額は、学校教育施設整備基金への積立金の増額が主なものです。

同ページ、4目教職員住宅管理費の増額は、建築後50年経過の教職員住宅2棟の解体に要する工事請負費の計上です。

69ページをお開きください。

10款2項1目小学校管理費の増額は、電気料

金の実績見込みによる光熱水費の増額と、安全な学校環境を確保するための予防措置として、学校樹木の伐採等に要する委託料を増額し、寄附金の受入れに伴う図書等の備品購入費を計上するもの等であります。

2目小学校教育振興費、説明欄、小学校近代教育設備費の増額は、学校配備のパソコン、タブレット、プリンター等の機器修繕費を増額するものです。

3目小学校建設費の増額は、永利小学校のプール排水管路を新たに整備するものです。

70ページを御覧ください。

10款3項1目中学校管理費の増額は、学校樹木の伐採等に要する委託料を増額するものです。

2目中学校教育振興費は、説明欄、中学校近代教育設備費での財源調整であります。

3目中学校建設費の減額は、樋脇中学校屋内運動場へのトイレ増築に係る工事請負費を減額するものです。本年度、設計と建築工事を計画していましたが、設計を進める中で当初計画より建築面積が増大する等の変更が生じたことから、建築工事費を来年度以降へ変更するものであります。

71ページをお開きください。

10款4項1目幼稚園管理費の増額は、人事異動等に伴います人件費の補正であります。

73ページをお開きください。

10款6項3目給食センター費の増額は、五つの学校給食センターの光熱水費を増額するもので、ガス料金の増が主な増要因となっております。

次に、歳入について説明しますので、29ページをお開きください。

19款1項8目1節教育費寄附金の説明欄、小学校費寄附金は、1個人様より小学校への御寄附を賜りましたことから計上するものであります。

次に、13ページをお開きください。

繰越明許費について説明します。

10款1項教育総務費で、教職員住宅解体事業を2項小学校費で永利小学校排水設備整備事業を設定するものです。

**○学校教育課長（玉利勝美）** 令和4年度第9回補正予算に関する説明書の68ページをお開きください。

10款1項2目事務局費の奨学育英事業費、扶助費は、特別奨学生が40人の予算に対し39人

に確定したことにより、減額するものでございます。

同項3目教育振興費は、財源調整に伴うものでございます。

同ページ下段、10款1項5目学校保健費は、新型コロナウイルス感染症対策として、学校での消毒作業や換気等、教職員の負担軽減を図るために配置しておりましたスクールサポートスタッフの実績見込みにより、会計年度任用職員の報酬・共済費を減額するものであります。

続いて、69ページをお開きください。

10款2項2目小学校扶助費は、甌島区域2台のスクールバス燃料費が原油価格高騰により不足が見込まれることから増額するものでございます。

70ページをお開きください。

10款3項2目中学校教育振興費は、甌島区域3台分の燃料費・修繕料の不足が見込まれることから増額するとともに、本土区域のタクシー借り上げの実績見込みにより減額するものでございます。

続いて、71ページをお開きください。

10款4項2目幼稚園教育振興費は、スクールバス運行業務委託及びタクシー借り上げ並びに給食費補助の実績見込みにより減額するものでございます。

続きまして、歳入予算について御説明しますので、26ページをお開きください。

17款3項7目教育費委託金、魅力ある学校づくり調査研究事業委託金の交付先が鹿児島県から国立教育政策研究所となったことから、雑入への歳入費目変更を行うものであります。

続いて、30ページをお開きください。

20款1項7目特別奨学基金繰入金は、特別奨学資金給付金の実績見込みにより、充当財源の基金繰入金を減額するものでございます。

次に、33ページをお開きください。

22款5項4目雑入は、先ほど説明しました費目変更を行うものでございます。

次に、債務負担行為補正について御説明いたしますので、14ページをお開きください。

上段の表、追加するものとして、小学校と中学校のスクールバス運行事業の2事業を追加し、令和5年度運行に備え、本年度中に契約するものであります。

以上で、補正予算に係る説明を終わります。御審査賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（坂口健太）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第140号 令和4年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（坂口健太）次に、審査を一時中止しておりました議案第140号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（大濱浩一）第10回補正予算書の38ページを御覧ください。

10款1項2目事務局費から41ページの10款4項1目幼稚園管理費までと、43ページの10款6項3目給食センター費での増額補正は、人事院勧告に基づき職員等の給与費改定経費等に係る予算計上であります。

○委員長（坂口健太）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（坂口健太）次に、所管事務調査を行います。

報告事項が多いので、課ごとに審査を進めます。まず、教育総務課分について一括説明を求めます。

○教育総務課長（大濱浩一）総務文教委員会資料の2ページを御覧ください。

学校給食費の改定について説明します。

まず、1の現状であります。学校給食費は、平成21年度に本土地域が、平成27年度に甕島地域が現在の給食費に統一して以降、消費税率の改定などがありましたが、給食費の改定は行っていませんでした。

また、近年の食材価格の高騰に対しましては、献立の工夫・食材の見直し・国の支援制度を活用

した市からの補助金により給食費の値上げを回避してきましたが、令和5年度以降の給食費について、改定の検討を要しているところでありました。

2の経緯になりますが、このような状況から、本年7月以降、給食費改定の検討について、市内の五つの学校給食会等で説明の後、保護者・学校へ周知を行い、10月開催の学校給食会連合会理事会におきまして給食費の改定が決定されたものであります。

3の給食費改定額になります。令和5年4月からの給食費は、表の改定額欄に記載の金額となります。

給食費は1食単価で定めており、食材価格の動向を鑑み、幼稚園は1食当たり25円増の240円、小学校・中学校は30円増の260円・300円となります。約10%の改定となります。

参考といたしまして、主な食材価格の動向を記載しておりますので、御参照ください。

次に、資料の3ページをご覧ください。

樋脇学校給食センター、入来学校給食センターの統合について説明します。

両センターの統合作業につきましては、昨年度、総務文教委員の皆様から意見を頂きまして、施設統合に係る課題等について、従事職員による検討作業を進めておりました。作業は関係者と確認を行いながら、統合先・改修概要の統合方針を整理しました。

以上のような統合作業の進め方を、昨年12月の本委員会で御説明の上、これまで作業をした次第であります。

資料の1、比較検討の実施に当たりましては、アからエに記載しております衛生管理基準に準拠した整備、統合後の学校給食数に対応し、作業効率等を考慮した設備改修、必要最小限の増改築、最小限の備品整備の観点から、統合先の優位性について比較を行いました。

2の現状・課題であります。表の左側、樋脇学校給食センターでは、①と示してあります調理室の天井が高く、空調が効きにくい構造となっていることから、天井を低く改築し、空調効率の改善整備が必要であります。

また、②に記してあります調理作業区分別に壁等で仕切られていないため、仕切りの設置が必要

となります。

③では、両センターにおいての課題になりますが、手洗い消毒施設の整備が必要となっております。

また、入来給食センターでは、④におきまして、食材検収が玄関で行われている現状から、新たに検収室の設置が必要である等を整理したものであります。

4ページをお開きください。

3の課題改善等の検討であります。両施設の現状・課題を踏まえ、市の建築技師職員を交えた上で、衛生管理基準に適合するよう改修等の内容を整理しました。

樋脇学校給食センターでは、①にあります調理室の天井を1階天井レベルまで下げる改築や、天井の改築に伴う空調や照明整備の改修、また、②では調理作業別の仕切りの設置などが必要としたものであります。

入来学校給食センターでは、④と示してあります材料検収室の設置、また、その下にあります、それに伴う事務室、更衣室の移設等が必要と整理しました。

4番の統合先の整理になります。項目の2番から3番による、施設・設備等の改修範囲の比較検討の結果、総合的に優位性が高いとして、統合先を入来学校給食センターとしました。

5の統合に向けた課題といたしましては、アからオに項目を上げておりますが、改修期間中を含む諸課題につきましては、従事職員や関係の事業者と対応してまいることとしております。

今後におきましては、学校・保護者等へ周知を行った後、令和7年度からの統合先での運営開始に向けて作業を進める計画としております。

**○委員長（坂口健太）** ただいまの当局の説明について、これより質疑に入ります。

なお、ただいまの報告事項以外の所管事務全般については、後ほど時間を設けますので、ただいまの報告事項についてのみ御質疑願います。御質疑願います。

**○委員（徳永武次）** 給食費の値上げなんですけど、今価格高騰というのと、仮に価格が下がってきたら、また見直しをするんですか。

**○教育総務課長（大濱浩一）** 結論から言いますと、見直しをしたいと考えております。

7月以降の各学校給食会の中で説明をしました中でも、学校長、PTA代表の方々からの御意見でありましたが、今、委員からの同様の物価が下がったときはまた見直しをするのかという御意見も頂いておりました。

給食費の検証につきましては、また定期的に見直しをしていきたいと考えているところであります。

**○委員長（坂口健太）** そのほか委員の皆様から御質疑がありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（坂口健太）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、学校教育課分について一括説明を求めます。

**○学校教育課長（玉利勝美）** それでは続きまして、学校教育課から紙面での報告を3件、口頭での報告を1件させていただきます。

まず、資料5ページをお開きください。

本市の不登校の児童生徒の状況につきまして、去る10月27日、文部科学省が令和3年度の不登校児童生徒数について公表したことを受けまして、今回御報告をさせていただくものでございます。

令和3年度の本市の不登校児童生徒数につきましては、小学生で82人、出現率にしまして1.53、中学生で172人、出現率にしまして6.72となっております。国との出現率比較をしますと、小学生でプラス0.23ポイント、中学生でプラス1.72ポイントとなっております。

(2)では、不登校の要因別の割合をお示ししておりますが、小学校の特徴として、「親子の関わり方」が全国に比べ約2.4倍の割合と高くなっております。

中学校では、いじめを除く友人関係が、全国に比べ約3.4倍と高くなっております。また、全体に占める割合は少ないですが、小学校と同様に「親子の関わり方」の項目が全国比較で2.2倍となっております。

このようなことから、教育委員会では、まず、新型コロナウイルスによる影響として、1番目、学校行事の中止や縮小などの制限によって登校意欲が低下したり、黙食や常時マスク着用などによ

り、人との関わり方に不安を感じたりしている事例が増えている。

二つ目として、また感染や濃厚接触、さらには学級閉鎖などにより、学校を休まざるを得ない状況が生じたことで、生活リズムの乱れや学習の遅れに対する不安につながっている。さらに、そのことが無気力や情緒不安につながっていると考えられる。

次に、家庭の教育力や養育力の不足といったことについて、保護者自身が精神的に不安定な状態であったり、教育に対して無関心であったりするなど、子どもに対する関わりの希薄さが、特に小学校での不登校の増加につながっていると分析したところでございます。

続いて、資料6ページをお開きください。

このような現状につきまして、今年度、全小・中・義務教育学校で取り組んでおります魅力ある学校づくりの取組の中で、新たな不登校を生まないための研究・実践を今後も継続して一層進めていく必要があると考えております。

ページ中段にお示ししましたグラフの右側「中学生の推移」を御覧ください。

令和2年度からの10月時点での不登校者数について、前年度からの継続者数及び当該年度の新規者数の比較をお示ししました。令和4年度のグラフには、数値が確定しておりませんので数値は記入しておりませんが、新規者数で言いますと、令和2年10月と令和3年10月と比較しますとマイナス16人、令和3年10月と本年10月を比較しますとマイナス7人程度と減少してきており、その結果、令和3年10月と令和4年10月の不登校生徒全体の人数もほぼ同数程度に抑えられており、本年4月からの取組の成果につながっていると捉えております。

このように新規者数をできるだけ抑制することにより、次年度以降の全体数が減少していくのではないかと考えております。

一方、小学校では、新規者数、全体数ともに増加している現状があり、今後も引き続き、学校では、新規者数を抑制するといった意識を高め、未然防止のための集団指導を充実させていくと同時に、学校教育だけでは解決できない要因も多くありますので、スクールソーシャルワーカーを中心とし、家庭状況をきめ細かに把握したり、保護者

や各関係機関との連携を密に図ったりしながら、個に応じた支援に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、資料7ページをお開きください。

地域運動部活動推進事業につきまして、現在の進捗状況及び今後の取組について報告します。

教育委員会では、令和3年度から、2校におきまして5人の地域指導者をモデルケースとして、休日の運動部活動の段階的な地域移行に向けて実践研究を行っておりまして、今年度は資料掲載にありますスケジュールで推進会議や指導者研修会の開催、また関係者へのアンケートを実施するなど、実践研究2年目としての取組を進めてきており、国が示す令和5年度以降の段階的な地域移行に向け、準備を進めてきております。

次ページをお開きください。

資料8ページには、現在の国の動向をお示ししておりますが、本年9月に部活動の地域移行に向けた経費への支援として、地域移行に向け連絡調整・指導助言等を行うコーディネーターの配置支援等体制整備に関する経費及び運営団体・実施主体の体制整備・充実に係る経費、また、指導者の人件費などの指導者配置支援等体制整備等に係る経費につきましては、国・県・市がそれぞれ3分の1ずつとする補助割合が示され、また、経済的に困窮する世帯の子どもが参加する場合の参加費用負担への支援として、国が2分の1、市が2分の1の補助割合とする旨の方向性が示されております。

このことにより、令和5年度は保護者の負担はスポーツ保険程度となる見込みであります。

また、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの案が11月に公表され、現在パブリックコメントが実施されており、今後、新たな部活動の在り方が整理され、示されていくものと捉えております。

このような国の動向を踏まえ、現在本市においては、地域のスポーツ人材を活用できる仕組みとしての運営主体となる総合型地域スポーツクラブと、地域移行に関する方向性や考え方を共有するとともに、業務内容などについての協議を進めているところでございます。

続きまして、資料9ページをお開きください。

薩摩川内市立幼稚園適正規模等基本方針の見直

しにつきまして、これまでの経緯とその内容、また今後のスケジュール等について報告いたします。

平成19年に策定されました薩摩川内市立幼稚園適正規模等基本方針に基づき、これまで幼稚園の再編等を進めてまいりましたが、現在の幼稚園の数や在園している園児数など、現下の課題等に対応していく方向性を示すべく、今回、外部委員による検討委員会を組織し、薩摩川内市立幼稚園適正規模等基本方針の見直し作業を進めてまいりました。

まず、今回の検討委員会委員の方々につきましては、2項目にありますように、市立幼稚園や、私立幼稚園、認定こども園の代表者の方や、市立幼稚園の保護者代表、また現在の市立幼稚園が所在しているコミュニティ協議会の代表者の方々など、19人を委員として委嘱し、7月15日の第1回協議会をはじめ、合計4回にわたって、協議を重ねてまいりました。

ここで、資料10ページを御覧ください。

今回取りまとめられました薩摩川内市立幼稚園適正規模等基本方針（案）について説明いたします。

まず、市立幼稚園の果たす役割と今後の対応としまして、幼児教育の充実に向けた研究・実践や幼保小連携に係る研究及び推進、また、特別支援教育の研究の充実や、地域における子育て支援の充実など、幼児教育センター的な役割を担うこと、さらに、子育て支援としての一時預かり事業に取り組むことの5項目が整理されました。

次のページ、上段では、学級編制等の基準につきまして、その考え方や人数、また編制する基準を下回った場合の対応について記載し、さらに3項目め、4項目めでは、統廃合の考え方や一時預かり事業につきましても、本土区域と甕島区域に分けて整理されております。

また、次のページには通園バス運行の考え方についても記載をしたところでございます。

今後、本基本方針案につきまして、来年1月からパブリックコメントを実施するとともに、2月には、幼稚園所在地での基本方針説明会を実施し、その後3月には本基本方針を決定したいと考えております。

最後に、祁答院地域の小学校再編の進捗状況につきまして、口頭で報告させていただきます。

8月22日に実施した住民への説明会を受けて、10月末を目途に、祁答院地域の4小学校区から、学校再編に関する意見・要望等を提出していただきました。

結果につきましては、全ての地区コミ、PTAが学校の統合には賛成との意見、また、大裏小の位置に新たな小学校の開校を要望するとの意見が出されました。

また、統合する時期につきましては、黒木、大裏、藺牟田の3地区の地区コミ、PTAからは、教育委員会が提示しました方針案であります令和6年4月に賛同していただいておりますが、上手地区のみが、令和7年4月という意見でありました。

そこで、先日、上手地区のコミュニティ会長さん、PTA会長、校長、教頭と、再度時期につきまして協議しましたところ、令和6年4月に向けて統合の議論を進めてもよいとの御理解を頂いたところでございます。

今後、祁答院地域の各地区コミュニティ会長、PTA会長、学校関係者等との事前打ち合わせを経て、12月22日木曜日に、第1回目の再編協議会を開催し、当初提案していた大裏小への統合ではなく、大裏小の位置に新たな学校を開校するという方向で議論を進めるために、今後、学校名、校歌、校章などについて、各部会を設置し計画的に協議していくこととしております。

**○委員長（坂口健太）** ただいまの当局からの報告事項について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（徳永武次）** 不登校の実態は、ここ近年変わってきているような気がするわけですよね。特に家庭の教育力の不足とか、これは恐らくスクールワーカーさんの報告とか、そういうので実態がつかめたと思っているんです。

スクールワーカーさんの現在の活動時間とか、活動日数とか決まっていますよね。活動日数は14日、実動活動時間が6時間。よく話をする機会があるものですから、話を聞きますと、土曜日、日曜日に保護者と面談がしないと、できないと。それから、時間が超過すると。例えば、活動時間は6時間と限定されているんだけど、7時間になったり、夜になったりとか、活動の状況は、そこら辺りは把握されていますか。

○学校教育課長（玉利勝美） ただいま御質問いただきましたスクールソーシャルワーカーの方々の、まず勤務の基本的な状況についてお答えしたいと思います。

現在4人のスクールソーシャルワーカーの方々配置しておりますけれども、基本的には勤務日数としましては月15日以内。

それから、勤務時間としましては9時から15時。うち休憩時間を45分挟みますけれども、そのような時間。

ただし、この勤務時間につきましては所属長、すなわち校長が別途指示する場合は、この限りではないというような、ただし書きもつけさせていただきます。

ただいま議員のほうから御質問いただきました、この時間以外の対応につきましてですけれども、私どもスクールソーシャルワーカーの勤務実態につきましては、毎月の出勤簿、それから相談内容の報告書等を、何月何日誰としたというようなことの報告書を頂いておりますので、そのような活動をされている状況については把握をしております。

ただ、いわゆる相談の相手方、保護者の御都合でありましたり、様々な状況からこの9時から15時の時間帯に設定できないという場合もあるかもしれませんし、多々休日というような場合もあるかとは思いますが、そのような場合には、このスクールソーシャルワーカーの方々の勤務時間の中で調整していただいたり、年間の勤務日数の中で調整をしていただいたりということで、私どもは把握しているところでございます。

○委員（徳永武次） これは、実際、表に出てくる計算どおりにはいってないような気がするんですよ。その時間の使い方であるとか、それから曜日の使い方であるとか、非常にこのソーシャルワーカーさんの役割というのが、物すごく大きいような気がするんです。

1対1の場合もありますし、家族を含めた話し合いもせにゃならんところもありますし、だから待遇面も恐らく時間給で支払っていらっしゃるんですよ。幾らかはまだ言いませんけど。だから、ある程度日曜日に出なきゃならんかったとか、15日って決まっているんだったら、ある程度その時間によっては待遇面もある程度は考えてやら

なきゃならんと思わうんですよ。時間帯に応じてですね。

だから、そこら辺りの改善をよく話をし合っていて、今からのこのソーシャルワーカーの役割というのは、非常に大きくなってくると思わうんですよ。家族、家庭が見えない。学校では恐らく学校から家庭を見るというのはなかなか難しく、ソーシャルワーカーさんが訪問して初めて分かるというケースが多いと思わうんですよ。

だから、そこら辺りの待遇改善とかそういうところをちょっと見直していただくように要望をしておきますので、お願いいたします。

○委員（屋久弘文） 関連してですが、先ほど方針改正なんかの説明もありましたけれども、一時預かりなんかを前提として、今年から募集をしていただけるという話だったかと思わうんですが、始まっていると思いますが、もう終わったのかな。どんな応募実績でしょうか、公立幼稚園は。

○学校教育課長（玉利勝美） 11月1日から募集を開始しました。今回、この一時預かり事業も含めて、この11月1日直前の広報という形になりましたので、現在の12月1日現在の入園状況を見てみますと、この一時預かり事業で、園児が多数入園希望があったという数字には、少し見て取るには厳しい状況かなというふうに考えております。

本土区域で申し上げますと、亀山幼稚園が12月1日現在ですけれども、10名の希望、城上幼稚園が6名の希望、東郷幼稚園が7名の入園希望、ひわき幼稚園が6名の入園希望という数字を把握しているところでございます。

○委員（屋久弘文） すいません、私もホームページを見せてもらって、記載がされているなっというのは確認しているんですけど、もう締切りはあったんですけ、締切り。

○課長代理（前田隆盛） 募集期間は11月1日から11月末までとしておりますが、年間常時申込み、入園はできますので、今後も入園願書の受け付けというのは可能です。

○委員（屋久弘文） 数字も報告いただいて、伸びてないなとまた不安になりましたけど、今あったように随時もあるので、極力入園者が増えるような努力も、引き続きお願いをしたいなと思わう。

こちら側の方針の中でも相当譲歩をされているので、それが数字として表れるような努力をお願いしたいなど、要望です。

○委員（大田黒 博）部活の地域移行に関する件ですが、8ページの今国の動向を（3）でうたって、（4）で指導者バンク設立へという大きな目標に向かって、これだけの進捗状況と取組についてうたってあるんですが、実際、外部指導をされている方々に、今後のその指導者バンク設立における方向性に向かって、進捗における一つの具体的な項目を、いつごろどういうふうになるのかというものを、少し説明した形でのシミュレーション的なものを表示してやらないと、3年あると思っても、今の外部指導員における、もっと増やさなきゃいけないのか、指導者バンク設立における今の外部指導の方々の立場、あるいは足りるのか足りないのか、その辺を含めて、モデルケースがあるというようなふうで公表してありますので、ぜひその辺を基盤にしながら、もうちょっとこの指導者バンクの設立に向けた方向性をしっかりとポイントとして捉えていただきたいと思えます。

こういう列記したものがありませんけれども、これアバウトなもので、少しこういううちのモデル的なものがあるとしても、その辺がどうなのか検証がもう進められていると思えますから、その具体的なものについて、少し具体的な進捗状況を公表できるような形をとってほしいと思えます。どうでしょうか。

○学校教育課長（玉利勝美）ただいま御質問を頂きました、実際に現在地域のボランティアとして御協力いただいている指導者の方々に対しまして、今現在のところ、このような令和5年度以降の休日の運動部活動の地域移行についてということで、私どものほうで簡易な資料を作りまして、学校を通じてお渡ししてあります。

これは、あくまでも学校が登録、把握している私どもの数字で言いますと、薩摩川内市の46名の方々という形になりますけれども、この方々に学校を通じてお渡ししております、この方々が引き続き地域の指導者として、令和5年度以降御協力いただけるかどうかという意向調査も、今取ったところでございます。

そういった数字も見極めながら、指導者確保に

は努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、今、議員御指摘のように、この取組の方向性の周知、広報につきましても、現在関係の方々への広報という形にとどまっておりますけれども、私ども今、県の教育委員会等々を通じまして、この3学期、1月以降に何らか県の方針、あるいは県の広報できるような統一した資料を作成していただきたいというようなことも要望しております、今後そういったところで、現場の先生方、あるいは地域の皆さん、保護者の方々に広報周知をしてまいりたいというふうに考えております。

○委員（大田黒 博）課長が言っていることはよく分かります。ただ、薩摩川内市として、こういう指導者バンク設立をしますと、2023年度に向けてしますということであってあるので、少しモデルケースを含めた、鹿児島県の先を行くような、この地域移行の中学校の部活動移行についての、モデル的なものを含めた形での進め方をしてほしいんですよ。

そういう意味での、教育長のあの答弁だったと僕は思っておりますけれども、だからあんなして大きく捉えられたんじゃないかなと思っております。

ただ、こうしてシミュレーションをしてみると、県の状況を見ながらとか、国のどんどん地域が出てきていますよ。いろんなところで、ニュース等でこの地域移行に対して、どんどん地域が活発的に動き始めてきているんですけども、先にこう薩摩川内市は打ち出したわけですから、薩摩川内市独自のものを、少しモデルケースを中心にしたものでシミュレーションを強化してつくっていただけないのかな、そういう思いで教育委員会おられるのかなと思っていたんですけども、その辺を確認しながら、次のステップを踏んでいただきたいと思えます。

○委員（山中真由美）私のほうからも、この地域指導委員の件に関してなんですけど、本市でも大分、進捗状況とか上がってきているとは思いますが、今後の取組として人材バンクの募集は、今現時点で分かる範囲でいいんですけど、来年度中には始まるのかとか、来年度中には始められそうにないとか、ちょっと問い合わせももらいますので、その辺ちょっと今、現状で分かっている

る範囲を教えてください。

○学校教育課長（玉利勝美） 今月、来週になりますけれども、スポーツ協会等への協力依頼の説明会でありましたり、また推進会議等を開きまして、3学期1月以降の動きについては確認を頂きたい、御協力を頂きたい旨の会議を進めていきたいというふうに考えております。

私ども今人材バンクの設立に向けて、どのような形でそういった地域の方々を登録していくのかといった登録要項の作成も、もうほぼ完成に近づいておりまして、後はそういった会議、関係者の会議で検討していただくということを考えております。

そういった状況を経まして、早ければ3学期からそういった募集も進めたいなというふうに考えておりますが、先ほど大田黒委員からも御指摘いただきましたけれども、最大の、今私ども目の前にある壁としては、国がそれぞれ示しましたこの費用負担の割合に基づいた財政上の予算の確保、こういったところが、国や県、私どもも現在のところは、薩摩川内市としては、マックスの人数で今様々な費用、3分の1の部分をお願いしているところではありますけれども、国や県のその予算的な措置、財政措置がどのような形になるのかというの、非常に見えない状況の中で、どのような形で、いつスタートを切れるかというタイミングを、今県教委も含めて情報をやり取りしておりまして、ある程度そういったところが保証とか、見通しを持たせた段階で進めてまいりたいというふうには考えております。

○委員（山中真由美） ありがとうございます。なかなか予算の面でも厳しいものもあるとは思いますが、できればもう慎重にさせていただきたいと思えます。

早ければ3学期からということだったんですけど、どうしても急いでやるという必要もないかなと思っていて、今現在、地域指導員として、ボランティアとして活動されている方々もいらっしゃいますので、その方々にもしっかり説明をしていただいて、こういう形に移行しますというのを、ちゃんと整備が整ってからしていただけたらなと思えます。

○委員（大田黒 博） 今言われた件について1点だけ、国はその外部指導者に対して報酬を考

えていますよ。これは、本市とすれば、あまり考えなくて進めないと、そりゃ今課長が言ったように壁がありますよ。基本的にはボランティアなんですよ。中学の先生たちもそうですがね。ボランティアですので、その辺を主体に置いて少し進めていただきたい。

○学校教育課長（玉利勝美） ありがとうございます。今回のこの地域移行に伴います、先ほど財政的なこの負担割合についても、国が示している状況をちょっと御説明いたしましたけれども、これまでボランティアとして関わっていただいた方々も、たくさん長年にわたってそういう形で御協力を頂いておりました。

今回、この地域移行に伴って、そういった地域指導者の方々への報酬といいますが、そういった金額も実際は国のほうで示されております。

先ほど少し、なかなか申し上げにくいところもあったんですけども、地域指導者として地域の方々と同時に、教職員も兼職、兼業という形で指導者に入れるもんですから、例えば報酬を薩摩川内市は払わないけれども、例えばどこかの市町村は、指導者としては例えば1,600円払いますよというような状況が出てくると、県下、教職員の問題も実はありまして、その辺りをどのように市町村でそれぞれ決めていいのか、あるいは教職員の問題も含めれば、県全体で統一すべきなのかというところについても、今、実はやり取りをしているところでございます。

○委員（福田俊一郎） 今の議論を聞いておって、ちょっと確認をさせてもらいたいですけれども、大田黒委員のほうから、あくまでもボランティアという認識でという話でした。

課長のほうでは、要綱を作って報酬という言葉が何回も出てくるんですけども、今回この人材バンクで指導者として活躍していただく人は、どこがいわゆる採用するという形になるのか、それ次第ではその報酬なのか、謝金なのか、その辺も変わってくると思うんですけども、要綱を作成する上で、今どのような考えで取り組んでおられるかを示していただければと思います。

○学校教育課長（玉利勝美） この地域移行に係るこの外部指導者の採用、あるいは管理、そしてまた学校現場のニーズに応じたマッチングでありましたり、場合によっては不適切な指導が行わ

れた場合の登録取り消し、そういったことも含めて、この人材バンクの中心になっていただくところを総合型地域スポーツクラブをお願いをして、そこを運営主体として進めていきたいというふうに考えております。

**○教育部長（上大迫 修）** 福田委員の言われた部分については、誰がといった部分については、私ども人材バンクを設置し、管理運営する箇所を、総合型スポーツクラブを軸として今議論をしております。

よって、そちらのほうで指導員を派遣したり、配置をしたりといった場合については、そこが謝金を支払う、費用を支払うといった形での設計イメージで調整しているところです。

**○委員長（坂口健太）** そのほか御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（坂口健太）** それでは、質疑が尽きたと認めます。

次に、ただいまの報告事項以外の所管事務全般についての質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（屋久弘文）** 一昨日、私の地元である湯田町でスクールバスが事故を起こしたことは、K T Sで放送があって御存知かと思うんですが、幸い児童生徒は乗っていなかった、回送中の事故だったというふうに流れておりましたけれども、市にはその運行をされている業者から報告があったのかということと、それから、市としてあったんだったら、その報告を受けてどういう対応をされたのか、そこを確認させてください。

**○学校教育課長（玉利勝美）** 一昨日の12月13日火曜日の事故につきましては、大変皆様方にも御心配をおかけした状況があったかと思えますけれども、少し事故の経緯を御報告申し上げますと、私ども、まず一報として頂いたのが、15時45分に薩摩川内市の消防局のほうから、この事故があって運転手がけがをしている状況があるということでの情報提供を頂きました。

その情報を受けまして、その後15時47分その旨を確認するために、私どものほうから川内観光交通に電話確認をしたところでございます。

経緯としましては、そのような経緯となっております。

**○委員（屋久弘文）** 事故があって、業者からで

はなく、こちらから電話をかけて確認はした。そこまではいいんですけど、その後教育委員会としてという部分はどうか。

**○学校教育課長（玉利勝美）** すいません、漏れておりました。私どもそのような状況を確認しましたので、私ども教育委員会におきましては、すぐに担当職員が現場に出向きまして、事故の状況を把握しますとともに、このスクールバスが、寄田滄浪コースの事故を起こしたときには1便だったわけですけれども、2便にも使用されるという状況でしたので、代替車の手配、あるいは2便の運行時間等の時間を確認するなど、事業者あるいは、また学校との連携を図ったところでございます。

既に私ども、このような2便の手配状況や運行時間等のことにつきましては、事業所に確認をしましたところ、もう既に事業所のほうでもそのような対応を進めていただいていたということで、2便の出発時刻等の変更がなく対応できたところでございます。

**○委員（屋久弘文）** 今答弁いただいてほっとしているんですが、前回——前回というか、ここ一昨年来ずっとスクールバス事故に関しては、要望やら陳情やらいろいろあって、我々も大変な目に遭っているんですけど、一番大事なのは事故報告をして、当然業者にさせていただく。業者が先だと思うんですけど、こちらが一々こっちらしなくても、業者がしているわけですから、運行业者が、業者からの報告があるということと、その報告を受けて市の教育委員会が現場に行くなり、そういった対応をする、その後のことも含めて、それが一番大事なことなんだと思います。

前回の、その寄田であった事故については、職員が現場に行っていないことが最大の汚点だったのかなと私も思っているのですが、これからはいろんな事故が、事故はないに越したことはないけど、あるやもしれませんので、やはり報告を義務づけるとか、報告があったら職員が必ず出向いてしっかりと調査を行うとか、そういったことを断続的にやっていかないと、また同じようなトラブルの原因にもなるかなというふうに思っていますので、現場等も調査をされたんですよ——されて、現場を見られて、テレビの報道は聞いていますけど、どういう状態だったかというのを、もう

少し詳しく説明していただけますか。

○**学校教育課長（玉利勝美）** 実際に現場に出向いた菊池グループ長より回答させます。

○**主幹兼学事グループ長（菊池克彦）** 湯田町の永迫の下園薩男商店付近の三差路で、国道3号の市街地方面から下園薩男商店に右折しようとしていた2トントラックにスクールバスが追突をしました。

その2トントラックには木材が積んであって、その木材にスクールバスが正面からぶつかって左によけた。相手方の車には衝突はしていないような状況でした。

ですので、私が現場に行ったときには、もう既に2トントラックのほうはおりませんで、現場のほうに向かわれたということで、もういせんでした。

バスのほうはフロントガラスが割れて、右側のほうがへこんだというような状況でございました。

○**教育部長（上大迫 修）** 先ほど屋久委員のほうから報告を義務づけるなどというところがありました。当日、一報をいろいろな形で入手した中で現場にも出向いて、その日の作業は終わりました。

そのときに事業者のほうにも連絡を取って、翌日朝には直接来てもらって状況等も確認をしました。正式に今回の事故の状況及び事故後の対応、連絡をどうしたとか含め、また実際に運転されたドライバーの方もおられますので、それらの部分について注意喚起をしながら、どういった対応を取るのかということまで含めて、正式には報告書を上げていただくようお願いもしているところでございます。

○**委員（屋久弘文）** まさしく今、部長が言われたとおり、欠けていた部分を今回しっかりと順序立てて、時系列でしっかり作っていただきたいなという思いであります。

何はともあれ、やっぱり今回さっき冒頭で言いましたように、児童生徒が乗っていないでよかったなというような事故なので、回送中の事故だということで片づけるのではなくて、これに子どもが乗っていたらどうだったんだろうと、そういう視点で対応していただきたいなと思っています。

ただでさえ、先ほど来言う要望、陳情でここ2年間ぐらいあった案件の続きのような案件なの

で、そこはしっかりと教育委員会としての対応を引き続きお願いしたいと要望を申し上げて、この案件は終わりたいと思います。

○**委員長（坂口健太）** そのほか、質疑ございますか。

○**委員（屋久弘文）** 教育委員会全般というか、両課。あとすみません、もう一点聞きたかったんですけど、特別支援教育支援員を、私が本会議の中で質問をさせてもらいましたけど、答弁を聞いて、そのときはなるほどなって思ったところなんですけど、ちょっと後になって待てよと思って、いろいろ考えたことを言わせてもらいたいと思います。

答弁の中では、対象児童生徒、園児も含めてでしようけど547名いる。そして支援員の配置が58人。59人の予算を組んであったけど58人だと。そして、対象者一人当たりの支援に要する時間を積み上げて支援員を配置しているんだと。業務内容については、学習支援や安全確保、身体的な不自由な対象者の介護などを担ってもらっている。そういう内容だったかと思います。

そこでふと考えたんですけど、支援を必要とするタイミングというのは、結構教室を渡ったりすれば、ずれるよなと思って、それなのにその対象者に必要な支援に要する時間が1時間だからといって、そんなのを積み上げていっただけで、ちゃんとした支援ができるのかなと、ちょっと疑問に思いました。

逆に言えば、その支援員が支援するタイミングというのは、何かスケジュール的なものがあるのかな、そこをちょっと教えてもらえませんか。

○**学校教育課長（玉利勝美）** 子どもたちの中には、教育長のほうから答弁もありましたように、その1日何時間ぐらい必要かということは、学校としてはどういう場面でどういう支援が必要なのかということを学校は見極めて、時数として、時間数として報告を上げてきているというふうに認識しております。

例えば、もう一日中、1時間目から6時間目まで、ずっとついて支援をしてもらわなければ心配だという子どもさんは、もう6時間という形で来ていると思います。

例えば、実技を伴うような教科だけはついてほしいというような形であると、1日平均すると

2時間とか3時間とかいうような形でカウントして、報告を頂いていると思います。

そういったことを基に、各学校では何年何組の、例えばA君には今日は1・2時間目、別の学校のB君には3・4時間目というような組み合わせをしながら、学校のほうでは支援員とのそういった業務の連携だったり、その日のスケジュール等々については、各学校で対応していただいているというふうに捉えております。

○委員（屋久弘文）分かりました。一日中必要な方は6時間、それで実技等を伴う場合には1時間があったり、2時間があったり、いろいろそういう積み重ねを、あらかじめはどういう場面で必要だということは把握された上で、支援員がついておられるという考えでよろしいんですね。

私が言いたいのは、そうであるにしても、その方は、あっちに行ったり、こっちに行ったりせにゃいかんわけで、1日を通せばすごく大変だよなという思いがあるので、やっぱり本会議の中で言ったように、増やす方向で検討されたほうがやっぱりいいのかなというのをしつこく言いたくて取り上げたんですけど、答弁の中でも要望も届いているので、学校に出向いて状況、実情をしっかりと把握した上で対応するという答弁もありましたので、まさしくそれをやってもらって、足りないと思うので増やされる方向で努力をしていただきたいなという、そこはもう要望でございます。お願いします。

○委員長（坂口健太）そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口健太）質疑は尽きたと認めます。

以上で、教育総務課及び学校教育課の審査を終わります。

ここで、休憩します。再開は、おおむね15時35分とします。

~~~~~

午後3時20分休憩

~~~~~

午後3時35分開議

~~~~~

○委員長（坂口健太）休憩前に引き続き会議を開きます。

△社会教育課の審査

○委員長（坂口健太）次は、社会教育課の審査に入ります。

△議案第119号 薩摩川内市入来麓交流館条例の制定について

○委員長（坂口健太）まず、議案第119号薩摩川内市入来麓交流館条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○社会教育課長（堀切良一）議会資料で説明いたします。

教育部の議会資料2ページをお開きください。

今回制定しようとする条例は、入来麓交流館条例でありまして、これまで予算では、（仮称）上ノ馬場拠点施設としていたものでございます。

建物は現在建設中でありまして、令和5年2月末完成を予定しているところでございます。

施設の概要につきましては、まず、施設の機能としまして、入来麓地区やその周辺の歴史文化・観光情報の発信、案内、地元住民と来訪者との交流、休憩機能を持った施設となります。

施設の構造は、木造平屋建て瓦ぶきで94.3平米であります。

令和5年4月1日に開館を予定しておりまして、施設の開館時間を午前9時から午後5時まで、休館日を12月29日から1月3日までと規定しようとするものでございます。

使用料につきましては、来館者は当然無料でございますが、施設内での土産物などを販売をしたいという申し出がありましたら、1平米当たり月650円の使用料を徴収することも併せて条例に規定するものであります。

なお、管理方法は当面社会教育課の直営としまして、3年程度をめどに指定管理に移行したいと考えております。

施設の位置図、イメージパース図、平面図につきましては、資料に記載のとおりでございます。

2ページ下のほうにイメージパース図がございしますが、これはモノクロになっておりますが、この地域は伝統的建造物群保存地区でありますので、この入来麓交流館につきましても地区の景観に配慮しまして、屋根瓦は粘土瓦で黒系、壁はこげ茶

系の色合いの建物になります。

今回の入来麓交流館の整備は、平成22年に策定しました入来麓街なみ環境整備計画の主要事業でありまして、入来麓交流館が完成し、供用開始することで、計画搭載した事業はほぼ完了することになります。

○委員長（坂口健太）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第120号 薩摩川内市下甕郷土館の指定管理者の指定について

○委員長（坂口健太）次に、議案第120号薩摩川内市下甕郷土館の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○社会教育課長（堀切良一）同じく議会資料で説明いたします。

4ページをお開きください。

1の指定管理の施設は下甕郷土館でありまして、2に記載の指定管理の業務につきまして、令和5年4月から令和10年3月までの5年間の指定管理者として指定しようとするものであります。

3の指定管理候補者は手打地区コミュニティ協議会で、示された事業計画の概要は4に記載のとおりであります。

5ページ中段の5の選定経過の概要になりますが、下甕郷土館は、平成20年以降、手打地区コミュニティ協議会のほうで指定管理を行っております。

今期指定管理の4年目に当たります令和3年に

行いました評価委員会におきまして、「来館者への案内・説明、施設管理が適切に行われている。更新の際も引き続き手打地区コミュニティ協議会が指定管理を行うことが望ましい」という意見をいただきました。そうした意見を受けまして、今回も非公募として選定したものであります。

本年10月6日に外部委員3名、内部委員3名により選定委員会を開催し、提出されました事業計画などを元にヒアリングを行いまして、手打地区コミュニティ協議会が指定管理候補者としてふさわしいと選定されたものであります。

5ページ下段から6ページにかけて採点結果を掲載しておりますので、お目通しいただきたいと思います。

○委員長（坂口健太）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）討論はないと認めます。

これより採決します。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第128号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（坂口健太）次に、審査を一時中止しておりました議案第128号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○社会教育課長（堀切良一）予算に関する説明書、第9回補正、72ページをお開きください。歳出でございます。

10款5項3目公民館費の増額補正は、備考欄にあります。事項、地域公民館費の工事請負費になります。樋脇小学校敷地に老朽化した樋脇公民館の倉庫があります。それが危険なため、今回、撤去工事の予算を計上したものでございます。財源内訳欄の地方債は、過疎債を予定しております。

続いて、75ページをお開きください。

11款4項1目現年公用・公共施設災害復旧費は、9月の台風14号で被災した鹿島公民館の入口ひさし屋根の復旧工事になります。

歳出は以上で、今回は歳入はありませんが、繰越明許費について説明いたしますので、13ページにお戻りください。

表の下から二つ目と一番下が歳出で御説明しましたものであります。それぞれ、相応の施工期間を要することから、繰越明許費を設定しました。いずれも、令和5年6月までには完成を予定しておるところでございます。

次に、債務負担行為について説明いたしますので、14ページをお開きください。

上の表の追加の最後の行になります。先ほど議案第120号で説明しました、下甕郷土館指定管理者の指定に関連する指定管理料を設定するものであります。期間は令和9年度までとなります。

○委員長（坂口健太） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太） 質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第140号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（坂口健太） 次に、審査を一時中止しておりました議案第140号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○社会教育課長（堀切良一） 予算に関する説明書、第10回補正の42ページをお開きください。

歳出の10款5項1目社会教育総務費、一つ飛んで、3目公民館費の増額補正は、国家公務員の給与改定に準じた職員給与費の改定分を計上しております。

○委員長（坂口健太） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太） 質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（坂口健太） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○社会教育課長（堀切良一） 教育部の総務文教委員会資料の15ページをお開きください。

令和5年二十歳のつどいについて説明いたします。

これまで開催しておりました成人式につきまして、民法が改正され、成人年齢が18歳に引き下げられたことによりまして、改めて検討し、これまでの成人式と同様、20歳を対象に二十歳のつどいとして開催することとしました。

期日は、年明け1月8日日曜日、午前11時から12時15分までの予定で、SSプラザさんだい多目的ホールで行う計画でございます。

令和3年、令和4年の成人式においては、新型コロナウイルスの影響で午前・午後の2部制で開催しておりましたが、今回は1部制で開催する方向で準備を進めているところでございます。

対象者は、12月1日現在の市内在住者763人で、既に12月2日に案内状を発送しておりますが、当然、市外在住の出身者の方々も出席できますので、ホームページなどでお知らせしているところでございます。

保護者につきましては、今回は入場制限はいたしません。ホール内の座席に限りがありますことから、座席を超過する場合は、別室にはなりますが、式典の様子を視聴していただくことも考えているところでございます。

来賓の皆さんにも既に案内をしておるところでございますが、議員の皆様にもお手元に案内文書が届いているかと思っております。年始めのお忙しい時期かとは思いますが、御出席いただきまして、お祝いくださいますようお願いいたします。

説明しましたように1部制で準備を進めているところでございますが、今後、新型コロナウイルス感染症が爆発的に拡大するような状況になりましたら、今年1月のように、2部制、時間短縮というふうに急遽変更することも水面下では想定しているところでございます。もし、そのようなことになりましたら、改めてお知らせさせていただきますと考えております。

続きまして、16ページをお開きください。

2022 青少年フレッシュ体験事業（北海道ニセコ町との交流）について説明いたします。

川内まごころ文学館と北海道ニセコ町の有島記念館と平成16年に締結しました姉妹館盟約を機に、平成17年に本市小中学生の派遣を始めて、これまで派遣・受入れの相互交流を行っているところでございます。

令和2年度以降は、新型コロナの影響で派遣も受入れもできませんでしたが、今回、4年ぶりに本市からの派遣という形で交流を再開することとしました。

期日は12月24日から27日までの3泊4日で、有島記念館での学習やニセコ町の子もたちとの交流、自然体験を予定しております。

小学生16人、中学生8人の24人、引率指導者は教育長を団長に、行政職員、教諭、養護教諭の6人、総勢30人の派遣交流を計画しております。

去る12月3日には、川内まごころ文学館で団員とその保護者、指導者全員出席しまして、事前研修会と説明会を開催しました。子どもたちは、約3週間後に迫ったニセコ町での活動を楽しみにしているようでした。

ニセコ町は、今、スキーシーズンに入っておりまして、スキー客も多く、かつてのにぎわいを取り戻しつつあると報道で耳にします。

新型コロナウイルスに関しましては、北海道全体では、11月頃から新規感染が増え、12月初旬には1日当たりの新規感染者数が1万人を超えた時期もありました。

ちなみに、昨日12月14日発表の新規感染者数は、北海道全体で7,214人となっています。ニセコ町の新規感染者につきましては、12月6日から12月12日までの7日間の累計で8人というふうに発表されています。北海道全体としましては、ひと頃とすると落ち着いてきているとは言えますが、まだ、多い状況ではあります。ニセコ町は7日間で8名と、多いとは言えないというふうに考えているところでございます。

そういった中で新型コロナ対策としまして、北海道に到着後は専用の大型バスで移動する、宿泊施設ではできるだけほかの客と接触しないようにするといったことなど、十分に配慮したいというふうに考えております。また、ニセコ町の子

もたちとの交流につきましては、屋外での活動を主体にすることを相手方と調整しているところでございます。

8日後に出発となります。新型コロナの状況が現在とあまり変わらないようでありましたら、対策をしっかり取ることで、今回の事業実施も十分可能というふうに判断しているところでございます。

最後に、資料はありませんが口頭で1件報告させていただきます。

令和2年に寄贈いただきました入来麓の土地・建物につきまして、来訪者へのおもてなし、地区活性化を目的とした貸付けについて、12月6日までの期限で貸付けの募集をしておりました。

興味を示される問合せはありましたが、結果として応募はありませんでした。

今後、募集期間を区切らずに随時募集とするなど、改めて検討して貸付けを前提に活用を図りたいと考えております。

○委員長（坂口健太）ただいま当局の説明がありました。これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（山中真由美）青少年フレッシュ体験事業についてなんですけれども、このニセコ町との交流団は24名なんですけど、募集に対して応募は何件あったのかというのと、あと、選考の基準、確か感想文か何かだったと思うんですけど、選考の基準はどういったところで決めるのか、また、どういった人たちが派遣するのかを決めるのかというのを、その辺をちょっと教えてください。

○社会教育課長（堀切良一）まず、応募が何件あったかということの質問でございしますが、35件ありました。

そして、選考をどういうふうにしたのかということですが、委員、今、おっしゃいましたように、作文を主体に選考しております。

その作文の中でどういう基準を設けたかということですが、まず、応募した動機、それと、どういう研修をしたいかということを審査して選考したものでございます。

申しわけありません。誰がというのが、選考委員は、教育委員会の学校教育課長と少年自然の家の所長と私の3名でございます。

○委員（山中真由美）ありがとうございます。

選考は、まごころ文学館の方々とかは関わっていないんですか。

○社会教育課長（堀切良一）今、おっしゃった、まごころ文学館の学芸員とかは関わっておりません。

○委員（山中真由美）せっかくの事業で、まごころ文学館との姉妹館締結を機に始めた交流だと思うんですけど、まごころ文学館の職員さんとかが選考するのが当たり前かなとは思んですけど。

分かりました。大丈夫です。ありがとうございます。

○教育部長（上大迫 修）山中副委員長からの御意見もいただいたところですが、作文を主体に、関係課長等が集まって作文の中身を先ほど言った動機、研修内容といった形で審査をしたところであります。

なお、選考しました24名につきましては、まごころ文学館で、先ほど言いましたとおり、事前の研修といった形になっておりますので、そういった部分で、青少年の参加に対する意気込み等を含めて、いろんな形で、里見淳でありますとか、文学館でしている部分等の内容等の周知はさせていただいたところであります。

○委員長（坂口健太）そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口健太）質疑は尽きたと認めます。

以上で、社会教育課の審査を終わります。

△中央図書館の審査

○委員長（坂口健太）次に、中央図書館の審査に入ります。

△議案第128号 令和4年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（坂口健太）まず、審査を一時中止しておりました議案第128号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○中央図書館長（尾寄菊一）まず、補正予算の歳出について説明をいたします。

予算に関する説明書の72ページをお開きください。

10款5項4目図書館費、事項、図書館管理費で10万6,000円の増額補正でございます。

報酬は、会計年度任用職員報酬で報酬単価表改正に伴う調整額となります。

使用料及び賃借料は、受け入れた寄附金を活用し、寄附者の意向に沿って電子書籍を購入するものでございます。

歳入について説明しますので、29ページになります。

19款1項8目教育費寄附金1節教育費寄附金のうち中央図書館分は、図書館費寄附金10万円で、九州第一ライオンズクラブ友好会から寄附があり、歳出のところで申し上げましたとおり、寄附者の意向により、薩摩川内市電子図書館の児童・幼児向けの電子書籍の購入に充てるものでございます。

○委員長（坂口健太）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口健太）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第140号 令和4年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（坂口健太）次に、審査を一時中止しておりました議案第140号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○中央図書館長（尾寄菊一）歳出についての説明となります。

予算に関する説明書の42ページをお開きください。

10款5項4目図書館費で、事項、図書館管理費で、人事院勧告に伴い職員手当等の増額を行うものです。

○委員長（坂口健太）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口健太）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（坂口健太）次に、所管事務調査を

行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二） 図書館のほうもそれぞれデジタル化をされて、いろんな事業を展開されていることについては非常にうれしく思いますし、また、市民も喜んでいらっしゃるんだと思います。

今日は視点を変えて新しい図書館の建設をいつ頃考えているのか、全く考えていないのかというのを聞きたいと思います。

先日、荒尾市に行ったときに、商業施設と合わせて市立図書館があって、非常にスペースも広くてでした。もう1か所は、鹿児島センターラスに行って、4階、5階、その広さを見て、中身を全部見てきました。その前は武雄温泉に行ったんですけども、今、図書館が広く設営されて、非常に市民の憩いの場にもなって、教育的にも非常にいい状況を見てきましたけれども、やはり薩摩川内市も、金はないとは分かっていますが、やっぱり市民の憩いの一つの大きなオアシスになる図書館でありますので、特に、今、第3次の総合計画を練る中で、もうそろそろ新しい図書館の建設にもスタートをしてもいいんじゃないかと私は思っているんですが、そこら辺の、今、現時点における新しい図書館の構想というか、そういうものはないものか、部長を含めて答弁をお願いします。

○教育部長（上大迫 修） 今、新原委員のほうから御質問をいただきましたが、新しい図書館の考えは、第3次総計も作る形になっているんですけどどうかということですが、今現在、市全体としますと、公共施設の全体の管理計画等を策定する中、でき上がってから数十年経過しておりますけれども、図書館において、新たな新設や大幅な拡張を計画していることはありません。

なかなか財政的にも厳しい状況の中ですので現状での図書館の課題や、また、市内のほうに民間の施設等において同じような機能等を持っていること等が見られるような状況等もありますので、いましばらくは現状の状態で対応していかざるを得ないかというふうに考えているところです。

ただ、意見がありましたとおり、市民の方々が社会教育、図書活動といった形の中で求められているニーズ等があるということは、今、御指摘も

いただきましたので、そういったことも思いつつ、施設としてどのようにやっていくかについては、継続的に考えていかないといけないという考え方であります。

○委員（新原春二） 継続的に当然考えていかなきゃならないんですけども、いつかの時点では踏み切る時期になっていると思うんです。それがいつかというのは、10年なのか、20年も後なのか分かりませんが、やっぱりほかの市町村も含めて、荒尾市は5万数千人です。それでも、あんな大きなスペースを持ったものを建設をしていますし、そうしたスタートの契機を、今回、第3次総合計画の中で、もうそろそろ入れ込んでいったほうがいいんじゃないかと私も思っているので、図書館のほうからも、ぜひ、そういう手を挙げていただければありがたいと思います。

これは要望です。

○委員長（坂口健太） そのほか質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、中央図書館の審査を終わります。

△少年自然の家の審査

○委員長（坂口健太） 次に、少年自然の家の審査に入ります。

△議案第128号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（坂口健太） まず、審査を一時中止しておりました議案第128号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○少年自然の家所長（児玉 学） 予算に関する説明書、第9回補正予算書の72ページをお開きください。

10款5項6目少年自然の家費における補正予算額は、少年自然の家管理費を減額するものです。

内容は、会計年度任用職員の報酬の減額と、下段、少年自然の家事業費の増額は、物価高騰による燃料費及び光熱水費の増額を計上したものでございます。

歳入についてはございません。

○委員長（坂口健太） ただいま当局の説明が

ありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）質疑はないと認めます。
ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第140号 令和4年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（坂口健太）次に、審査を一時中止しておりました議案第140号を議題とします。
当局の補足説明を求めます。

○少年自然の家所長（児玉 学）第10回補正予算書の42ページをお開きください。

10款5項6目少年自然の家費における補正予算額は、人事院勧告に基づく少年自然の家管理費の増額補正でございます。内容は、職員手当等と共済費になります。

歳入についてはございません。

○委員長（坂口健太）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）質疑はないと認めます。
ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（坂口健太）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○少年自然の家所長（児玉 学）所管事務調査につきまして、総務文教委員会資料の17ページを御覧ください。

冬のアドベンチャー、薩摩川内ぼっけもんの挑戦事業及び本所の利用状況について御説明いたします。

まず、12月25日から12月27日にかけて、2泊3日で開催する冬のアドベンチャー、薩摩川内ぼっけもんの挑戦について説明をいたします。

主な活動は南薩と北薩を舞台に、(4)にありますように、自転車の旅をはじめ、創作活動やキンカン狩り体験などを、小学5年生から高校3年生までの児童生徒30人の異年齢集団で取り組みます。

事業を実施するに当たり、参加者の安全が最優

先でございます。これまでも数回にわたり事前踏査や立哨指導場所の確認を行い、自転車練習会も13回開催し、本番に備えております。

また、(5)にお示しのとおり、コロナやインフルエンザ等の健康面にも十分留意し、所期の目的を達成できるよう努めてまいります。

次に、本所の利用状況について御説明します。昨年度、一昨年度と比較しまして、利用団体数及び利用者数ともに増加しております。

現在、募集定員や開催時間等の規模縮小や事前予約制などのコロナ対策を取りまして主催事業を実施していることや、お泊まり保育やスポーツクラブ等の合宿などの中止により、コロナ禍以前の利用者数には戻っていない現状でございます。

しかしながら、計画しております全ての主催事業を安全に実施することができ、市民の皆様に変喜ばれているところでございます。

今後も引き続き利用者の安全を最優先に考え、社会教育施設としての機能を果たしてまいりたいと考えております。

○委員長（坂口健太）ただいま当局の説明がありました。これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太）質疑はないと認めます。
以上で、少年自然の家の審査を終わります。

△議事調査課の審査

○委員長（坂口健太）次に、議事調査課の審査に入ります。

△議案第128号 令和4年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（坂口健太）まず、審査を一時中止しておりました議案第128号を議題とします。
当局の補足説明を求めます。

○議事調査課長（川畑 央）14ページを御覧ください。

第4表、債務負担行為補正の表のうち、下段、2番、変更の表の上段、会議録反訳業務委託の債務負担行為補正をお願いするものです。

理由につきましては、令和5年度当初予算の歳入歳出予算化に当たり、見積りを徴取したところ、単価の増額等がなされた見積りが提出されたため、

これに対応するため、債務負担行為の増額補正をお願いするものです。

○委員長（坂口健太）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口健太）質疑はないと認めます。

以上で、議案第128号令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑が全て終了しましたので、これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口健太）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口健太）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第140号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（坂口健太）次に、審査を一時中止しておりました議案第140号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○議事調査課長（川畑 央）14ページを御覧ください。

人事院勧告に伴います国家公務員の給与改定に準じまして、職員の給与改定経費等を措置しようとするものでございます。補正額は43万2,000円です。

歳入についてはございません。

○委員長（坂口健太）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口健太）質疑はないと認めます。

以上で、議案第140号令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑が全て終了しましたので、これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口健太）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口健太）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（坂口健太）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（山中真由美）議場のスロープの件なんですけど、うちの会派の塩田議員が、いつも本会議場に入るときに大変時間をかけておられます。車椅子で一度か二度行かれたんですけど、スロープから車輪が脱輪してしまって議場に入れないようなので、そこのスロープをつけてもらえないかということと、あと、議席なんですけど、1番の議席の私の横が空いていますので、もし、議席にこだわらないのであれば、車椅子とか、体調によってはそこを使えるようにできないもんかと思うんですけど、いっそどければ車椅子のまま入ってこれるようになるのかと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○議事調査課長（川畑 央）今般、具体の事例によりまして、スロープ、何の検証もせず車椅子の方の対応をできるものだ勝手に想定しておりました。誠に申しわけございません。

今、委員がおっしゃるように、SDGs等の観点から、今、市としても取り組んでいるところもありますので、ぜひ検討を進めさせていただきたいと思えます。

また、座る場所、いわゆる議席なんですけれども、全国的な議場につきましては、座る場所に紙で番号を打ってあるような議場もあるということで、そういった議場につきましては、議席番号のところに自分で指定された議席番号のところに座らないといけないけれども、当市議会の議場につきましては、そういった座る場所に番号が付され

ているものではなく、例えが適当か分かりませんが、ユニフォームナンバーのような議席番号の取扱いであるということで、座る場所は任意の場所で構わないというふうに市議会議長会の回答も得ております。

したがって、もし、議運等で議題になりましたら、それを認めたほうがいい、認めるべきであるというようなことであれば、そのように取扱うことに問題はないのかと思います。

あと、検討したのは、山中委員の隣の席はマイクがございませんので、もし、発言があられるときは共用できれば、工事をしないとマイクを置けませんので、ハンドマイクも使えないシステムになっております。なので、その辺がちょっと課題ではありますけれども、今後、検討をして、そのような方向が打ち出されれば、座る場所の変更は可能だと思います。

塩田議員の御意向も御確認した上で、あと、年明けにはもう歩けるようになれるというような話もありますので、その辺も含めた上で、取扱いを決めていければと思います。

○委員長（坂口健太） そのほか質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、議事調査課を終わります。

△委員会報告書の取扱い

○委員長（坂口健太） 以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太） 御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

△閉会中の委員派遣の取扱い

○委員長（坂口健太） 次に、閉会中の委員派遣について、お諮りします。

ここで、協議会に切り替えます。

~~~~~

午後4時13分休憩

~~~~~

午後4時17分開議

~~~~~

○委員長（坂口健太） ここで、本会議に戻します。

それでは、先ほどの協議会において協議いただきましたとおり、閉会中に現地視察を行うこととし、委員派遣については、その手続を委員長に一任頂きたいと思いますが、そのように取り扱うことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂口健太） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

△閉 会

○委員長（坂口健太） 以上で、総務文教委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会

委員長 坂口 健太